

たしました。長野県の六万人の都市であります。そこで大変現場を見る機会をいただきまして、あわせて、特定郵便局長会、労働組合、さまざまな団体との交流、そして議論を重ねる場をいただきました。個人的に、特定局長会においても、非常に私自身が郵政事業に関して関心が深い、あるいはさまざまな議論をしてきたという経験を買われまして、何十回も地方に講演に呼ばれた、あるいは労働組合において現職の郵便局長で初めて新人研修に呼ばれる、そういう経験もさせていただきました。

その後、郵政の民営化論について、役所において、特命事項といいますか、それを専門に調査する郵政研究所の主任研究官という立場で、今出ておりますような論点、さまざまなもの問題点について研究する機会を与えられました。

そして、橋本行革を迎えて、その時点においては民営化といつもの先送りになつたわけでありますが、こういった郵政事業についていろいろな角度で勉強させていただく機会をいただきながら、ある種の限界といいますか、ある種の壁といいますか、そういうものを感じまして、二〇〇〇年に政治の世界に転じたわけでございます。

さて、社会経済が、冷戦終了後、中国やあるいはベトナムという共産主義の国から安い賃金や安い労働力、安い製品がどんどん入ってくる、アメリカが激しい調子で規制緩和の要求をしてくる、こういった大きな社会の変化の中で、郵政の民営化といふ、私自身、ぜひともなし遂げていかなければならぬ課題がなぜ今まで先送りになつてきたのか、これについてあえて申し述べたいと思います。

郵政事業においては、三事業一体、独立採算、そして国営維持、こういった呪文にある種縛られてきました。そしてもう一つ、三つの政治勢力、特定局長会、全通、全郵政という労働組合、こういったもので担保されることによって、今までなかなか進まなかつた。しかしながら、多く議論されていよいよ、今この民営化がなし遂げられようとしているように、今この民営化がなし遂げられようと

しています。

九六年、小選挙区制度の初めの選挙がありまし

た。短期的には見える票が非常に重要な選挙、そ

の直後に、改革というものがどうしてもその政治勢力に阻まれてなし遂げられなかつた。しかし、

私あえて、内部を知る者として申し上げたいと思

います。特定局長会の内部も、そして労働組合の

内部も、このままではもたないというふうを多く

の方々が指摘している。そして今も、そういうた

ところから私のところに、これから自分たちの力を発揮できる場がようやく得られるんだという喜

びの声が届けられていることを、まず申し上げておきたいと思います。

さて、この郵政の民営化の法案、さまざまのテ

クニカルな問題は七日の日に私どもの委員が多く質問をした。政治的な立場から、政治家というの

は主計官でもエコノミストでもない、そういうた

こともございましたので、この郵政の民営化法案

を見る政治の立場の視点として、三つほど挙げた

いたいと思います。

一つは、この施策が国家国民にとって安心や安

全に資するのか。二つ目は、国家国民にとって、

経済あるいは社会の発展あるいは繁栄につながる

ものか。そして三番目が、この郵政民営化法案が

国家国民の尊厳や威信を守るものであるか。こう

いった視点が極めて大切だと思います。

郵政民営化の法案に当てはめますと、まず、安

心、ここから質問に入りたいと思いますが、国民

あるいは国家の安心や安全に資するものであるか

どうか。これは具体的に申し上げれば、ネットワ

ークの維持がなされるかどうか、そして民業を

圧迫しないかどうか、そして三番目に雇用がきつ

かりと守られるかどうか。本日、総括的な質問と

申し上げましたように、まず、この点につきまし

たと思います。我々も、ある意味で非常に遠藤委

員の御指摘とダブルのござりますけれども、

ちょうど今から二年前ぐらいに、経済財政諮問会

議でこの議論を本格化させた時期に、郵政の改革

に関する五原則というのを立てております。

経済を活性化するものでなければいけない、そ

の他の改革と整合的でなければいけない、国民の

利便性を高めるものでなければいけない、そし

て、今ある公社の資源を活用するものでなければ

ならない、そして、雇用等々かかるべくしつかり

とした配慮をしなければいけない。切り口は少し

違いますが、今の委員の御指摘と私はやはりつき

ちらとダブルのふうに考えております。

まず、その中で、安全、安心について、ネット

ワークの維持についてのお尋ねがございましたけ

れども、これは御承知のように、全国あまねく利

用されることを旨として設置されることを義務づ

けるということ、これを法律の中に明記しており

まして、その後に省令でしっかりと設置基準を定

めることを明記しております。

まず、その省令として考へている内容につきまし

ても、国会で御答弁をさせていただいておりますけ

れども、過疎地については、法施行の際現に存す

るネットワークを維持することを旨として設置す

るという点でござります。もちろん過疎地以外

の地域につきましても、今ある公社の設置基準に

準ずるもの定めつもりでございまして、その

意味では、この郵便局のネットワークは水道のよ

うふうな認識をしておりますので、そういう点か

らも、国民の利便に万が一にも問題が生じないよ

うにしつかりとした配置をさせていただかつて

おります。

○遠藤(宣)委員 ありがとうございます。

次に、国家国民にとっての繁栄といいますか安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮した法律構成にしていくふうに自負しております。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つてているところでございます。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つてているところでございます。

○遠藤(宣)委員 ありがとうございます。

次に、国家国民にとっての繁栄といいますか安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つていているところでございます。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つていているところでございます。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つていているところでございます。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つていているところでございます。

その意味で、委員御指摘の三点のうちの一つ、安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮安全、安心につきまして、我々なりに十分に配慮したこと定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保する、退職金については公社の時代のものと通算して考える等々のきめ細かな定めを行つていているところでございます。

が持つている公的な機能については、これはしっかりと引き続き果たしていただかなければいけないと考えております。

そういう公的な機能は依然として残すという

ことを定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保す

ることを定めた上で、今お尋ねの公社の職員の雇用や待遇につきましては、雇用はしっかりと確保す

○竹中國務大臣 御質問は、経済の活性化、委員のお言葉で言うと経済の繁栄、これがどのような道筋で実現されていくのか、詳細を説明しろという御趣旨であらうかと思ひます。

まず、大変重要なポイントは、今郵政が抱えている三百四十兆という巨額の資金。これは、政府が政府保証をつけて集めたお金であるがゆえに、安全資産でしか運用できないという宿命を負つているお金でございますけれども、我々は、まずこの入り口のところで民営化することによつて、民間の市場の中での責任あるALMを行つていただく、その中で、市場の競争の中で最適規模が実現されていく、しかるべき規模に收れんしていくであろうというふうにまず考へるわけでございま

す。かかる後に、その運用に関しましても、公的な資金という性格がなくなるわけでありますから、民間のリスクマネー、信用リスキージャスに入つていける、そういう道が開かれている。十年間でその資金の約四分の一ぐらいがそんなふうに信用リスクビジネスに入つていくだろうというふうな想定を行つています。そういう形で、まさに資金の流れを通して経済を活性化させる、極めて重要な役割があるというふうに考へております。

第一に、やはりこれは小さな政府をつくる。國家公務員約二十六万人が、常勤雇用が今度国家公務員ではなくなるわけでござりますから、小さな政府をつくることが、そのものがやはり市場経済を活性化することにつながるというふうに考えております。

そして、委員も御指摘の経営の自由度を増すといふことがやはり大変重要なポイントでござります。経営の自由度の中で、我々政府の中から見てみると、それが一生懸命やつても世の中がどんどんおかしくて、それを通して消費者の利便を高めながら経済を活性化する、経営を強くしていくという効果が必ずや出てくるものと思つております。

さらに、今委員、マルバクホール、かんばの

宿等々に言及をされましたが、我々としま

る、そういった弊害もありました。

が現状です。

今言われましたように、地方における信用力が

しては、民間企業になる以上、いわゆるコアビジネス以外のもの、ノンコア、これはやはり、今、安全を守つていくという観点から、この特定局長たちは、これから民間ではあるけれども極めて公の仕事になじみやすい立場とするならば、官から民へ年間の間に譲渡または廃止するということを明記しております。コアビジネスに特化をしていただき

いて、その部分で経営の自由度を發揮していただけでございますから、こうした関連施設につきましては、法律で平成二十四年九月三十日までの五年間の間に譲渡または廃止するということを明記しております。コアビジネスに特化をしていただき

しておられます。生命保険会社がホテルチエーンを持つては、非常にある意味で不自然な形になつてゐるだけでございますから、こうした関連施設につきましては、民間とのイコールフルフィーディングに十分配慮しなければならない、それを保障するような民営化委員会の仕組み等々もつくりておりますので、まさしく、しっかりと経営を通して経済の繁栄、経済の活性化に資するものであると考えております。

○遠藤(宣)委員 ありがとうございます。郵政の問題というのは、非常に深くて、そしてまた広い課題を持つておると思います。

私は自身が郵政省という役所におりましたが、役所をやめてから、自分のけじめとして一度も門をくぐつておらないわけでございますが、この郵政

事業を支えてきた三つ、特定局長会あるいは労働組合そして郵政省の役人というそれぞれの人たちは、ひいき目ではなく、それぞれがみずから職責を一生懸命やつてきた。情に流されるわけではありませんが、地域の特定局長、懸命に賃金を集め、懸命に公の使命を果たしてきた。労働組合は

職員の雇用を守るために一生懸命やつてきた。そしてまた、旧郵政省の役人も組織をどう発展させ

るのかというふうにやつてきた。しかししながら、合成の誤謬といいますか、それ

ぞれが一生懸命やつても世の中がどんどんおかしくなった方向に行つてしまふことがある。例えば、特定局長。地域の名士で発言力があるがゆえに、時に

基本的には、既にいろいろな形で、戸籍謄本、印鑑証明、外国人登録証等々、委託を既にし

てありますし、今現在で百十九市町村で既に実行済み、郵便局四百四十二のうち四百二十一は特定郵便局ということになつております

が現状です。

今言われましたように、地方における信用力が極めて大きいといふ、長い、親子三代、四代にわたつている方もいっぱいいらっしゃいますので、住まいの安心、見たこともない人に見せるより

もうべきものなんであつて、そういう意味で、住まつた方の安心、見たこともない人に見せるより

また信頼というものは今後とも大事にされてしからもらつた方がいいという意味でも値打ちがあると思いますので、ワントップサービスを含めまして、町村合併が進んでまいりますので、その分はどんどんやつていかねばならぬ、私どももそう思つて、御指摘の線に沿つて今やつていただき

思つております。

○遠藤(宣)委員 ありがとうございます。もうそろそろ時間なので、まとめに入りたいと思いますが、二〇〇五年の十月の十一日、大げさに申し上げたこと、いわゆるワントップ行政サービスを今後拡大し、従来持つてゐる、地域においての信用を得て、いる特定局長たちをどう活用していくのか、郵便局にどうやって委託していくのか、地方自治体のスリム化。そしてまた、郵政の労組が民営化によって自治体労組との違いがはつきりと出てまいります。公務員は首にならない、そして守られて、いるということから離れて、懸命に競争していく。私自身は、自治体職員として郵政の職員の競争が始まると思っています。これから、公務員改革あるいは地方自治体改革、この観点からこの郵政改革をどう結びつけられるかということが極めて重要ではないかと思います。

○麻生国務大臣 大変大事な指摘だと思っております。この改革、ここだけで終わらせることがなく、これから公務員改革、地方改革、財政改革あるいは年金改革、さまざまな改革の入り口である、改革の本丸である。これをこの先、私たちも含めて次世代のために、どうか力を合わせて頑張っていきたいと思います。

この郵政民営化、法案が上がりまして、そして次の課題、必ず、多くのこの選挙において我が党に投票してくださった有権者に、あれがやはり改革の始まりだったでしようと言われることを望みますし、私の質問を終わらせていただきます。

○二階委員長 次に、関芳弘君。

私は、先般のいわゆる郵政改革におきまして、初めて選出していただきました一年生議員でございました。本日、このように質問させていただきま

す機会を与えてくださいまして、まことにあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、先般の通常国会におきまして郵政民営化関連法案が参議院で否決され、小泉総理は、信念のもと、郵政民営化が本当に必要であるのかないのか国民に問うべく、衆議院を解散されました。

私も、小泉総理の信念を信じ、また小泉改革全体の実施に生涯をささげようと、急遽、八月に勤め先を退職し、選舉に挑戦いたしました。

私は以前より、今の日本の状況を考えますに、明治維新に匹敵するほどの大きな大胆な改革をしていかなければならぬと思つておりました。

財政再建を初め、非常に多くの事象におきまして制度疲弊が起つております。そして今、平成十七年、骨太の改革を推進すべく、改革の本丸に郵政

営化が行政の構造改革であり、経済の構造改革であり、そして政治の構造改革であることも、今までの論議を通して国民の皆様にも十分伝わり、今回のような選挙の結果が出たものだと思ひます。

ここで、竹中大臣にお伺いいたしたいと思ひます。繰り返しになり恐縮ではございますが、総括の意味も込めまして、一つは、今回の衆議院選挙の結果に關しましての思いと、もう一つ、郵政民営化におきます意義に關しまして、御意見をお聞かせください。

○竹中國務大臣 今委員も御指摘くださいましたけれども、やはり今、日本の方向をしっかりと改革する大変重要な時期であると思つております。

そこで、総理は、官から民へ、民にできることは民にということで、小泉内閣の推進する構造改革の大原則としてこれを掲げて、改革を進めていくわけございます。そして、その改革の本丸で

ある郵政民営化関連法案、これが、御承知のようになります。どうぞよろしくお願ひいたしま

す。その結果、郵政民営化の実現を訴えた与党が週に可決、成立しまして、そして官から民への構造改革を一層加速すべきであるというのが、やはりこれは主権者たる国民の意思であるということが明確になつたというふうに私自身は確信をしております。

したがいまして、私としては、やはりこの郵政民営化関連法案を一日も早く可決、成立させたのでございます。私は選挙カーの中から有権者に手を振つておりますと、その横を何度も何度もお見なれた赤いオートバイで郵便物をはじめて一生懸命配つておられる。家族を愛し、恐らく子供の幸せなどを考えながら、真夏の炎天下のものいろいろな御要望をときぱきとこなして、一生懸命働く職員の方々がおられることがだと思いま

す。毎日毎日、何十枚も百枚もの紙幣や伝票を扱い、機械の操作を行い、一日の終わりには、恐らく指は疲れ、肩は凝つて、本当に汗だくなつてゐるところで、その郵便局の前を、私は大きな声で郵政民営化、郵政民営化と、選挙運動を繰り返してまいりました。公社の方々はどのようにお気持ちで選挙戦を見てこられたことかと思ひました。

そこで、私は心に強く思いました。郵政民営化は国家国民のために大きなメリットをもたらすものであります。それにも増して、郵政公社で働く方々においても非常に大きなメリットをもたらすこと、これをきちんと説明しなければならない。そうすれば、郵政公社の方々も民営化に喜んでくださる。そして、我々は政治家としてそのような改革にしていかなければならないと心に強く思いました。

○関委員 ありがとうございました。

今、郵政民営化の意義を繰り返し伺い、この郵政民営化が眞に国家国民に対して非常に大きなメリットを与えてくれる、まことに大切な改革の本

丸である旨を改めて強く認識いたしました。さて、このように国民の支持を受け、国家国民に対しても大きなメリットのある郵政民営化であります。私は、今回の衆議院の選挙期間中に心に強く思つておりました。

今回の選挙は真夏の選挙でございました。私の選挙区は兵庫県神戸市の須磨区、垂水区であります。明石大橋が美しく見える、非常に坂の多いところでございます。私は選挙カーの中から有権者に手を振つておりますと、その横を何度も何度も

お見なれた赤いオートバイで郵便物をはじめて一生懸命配つておられる。家族を愛し、恐らく子供の幸せなどを考えながら、真夏の炎天下のも

う一つ、専門的であります。一つは、今まで論じられておりましたが、ゆえに余り今まで

お見なれた赤いオートバイで郵便物をはじめて

一生懸命配つておられる。家族を愛し、恐らく子供の幸せなどを考えながら、真夏の炎天下のも

う一つ、専門的であります。一つは、今まで論じられておりましたが、ゆえに余り今まで

お見なれた赤いオートバイで郵便物をはじめて

一生懸命配つておられる。家族を愛し、恐らく子

供の幸せなどを考えながら、真夏の炎天下のも

う一つ、専門的であります。一つは、今まで論じられておりましたが、ゆえに余り今まで

お見なれた赤いオートバイで郵便物をはじめて

一生懸命配つておられる。家族を愛し、恐らく子

立不動になつて、お手やわらかに願いますというふうにおっしゃつて、私は、いや、そんなに緊張しないでください、民営化で必ずよくなりますから、これは皆さんためにありますからと、いうふうに申し上げて、そのとき、やはり私自身も関委員と同じように、やはり現場で皆さん頑張つておられるんだな、こういう方々のためにもよい改革をしなければいけないんだということを強く感じた次第でございます。

今、その意味では、実は郵便事業そのものを取り巻く環境が大変厳しくなつてゐるということを改めて我々は認識しなければいけないと、いま郵便物は毎年二・二%から三%減少して、去年は郵便全体で二・三%の減少、通常郵便物は何と五・三%，一年間で減少しておりました。そういう中で、やはり大変厳しい環境になつていく、ますます厳しくなつていくということを覚悟しなければいけません。

一方で、金融の技術革新などで今さまざま金

融商品が民間で提供されている、関委員もそういうお仕事に携わつておられたわけですが、そういう中に郵便貯金の業務、簡易保険の業務が置かれているということ、したがつて、残高が今後減っていくということもやはり覚悟しなければいけないでしょ。一方で、物流サービスでは国際環境が激変していく、ドイツやオランダでは郵便公社による国際展開が、これは世界的にも注目をされている、日本ではまだそれができない状況になつてゐる。

そういうことを考えますと、私は、郵便局の職員のお立場からしましても、今後民間企業になつてますますその活躍の場が広がるということに大いなる期待と誇りを持つていただきたいといふうに思つうんです。今委員が効率化も進められるだろ」というふうにおっしゃいました。一方で、例えばされども、今、郵政の公社、私がビジネ

スの素人なりに拝見していても、物すごい不動産を持つておりますね。これは東京駅の前、大阪

員と同じように、やはり現場で皆さん頑張つておられるんだな、こういう方々のためにもよい改革をしなければいけないんだということを強く感じた次第でございます。

今、その意味では、実は郵便事業そのものを取り巻く環境が大変厳しくなつてゐるということを改めて我々は認識しなければいけないと、いま郵便物は毎年二・二%から三%減少して、去年は郵便全体で二・三%の減少、通常郵便物は何と五・三%，一年間で減少しておりました。そういう中で、やはり大変厳しい環境になつていく、ますます厳しくなつていくということを覚悟しなければいけません。

○関委員 ありがとうございます。

私ごとですが、私は毎朝、国会に出てくる前に、二人の娘の寝顔を見詰めてから出でます。國家国民の方々全員が、郵政公社の職員の方々まで含めた、いわゆるあまねく国民が幸せになれますように、郵政民営化を成功させてまいりたいと思つております。

さて、いよいよ郵政民営化法案の論議も大詰め

であります。約二百時間ほどの衆参の論議の中

で、いま一度、念を入れて政府案に対しまして確

認をさせていただきたい内容がござります。それ

は、六月二十七日提出の修正案の内容のうち、国

会答弁により明らかにした次の内容のものでござ

ります。

一つは、郵便局の設置基準についてであります。

一つは、郵便局の設置基準についてでございま

す。万が一にも利便性に支障が生じないよう十分

に配慮との政府の決意を答弁されたこと。二つ目

は、株式の持ち合いについてでございます。完全

処分前の郵便局会社による金融一社株式の取得、

保有について、民営化の実質実現の決定後は可能

とすることを答弁されたことでございます。三つ

回の大きな合併によるシステム対応を身をもつて

やります。

私は、民間金融機関に勤めております際に、二

いう作業といわば同様な作業を行つていくといふことになりますけれども、これは、郵政民営化準備室からいただきました資料によりますと、通常貯金で、定期性預金以外のところで五百万円超の預金を持つていらっしゃる方は全体の預金者の方の中で三%から四%程度ということになりますので、対応は可能かというふうに思っています。

○関委員 もうそろそろ、ちょっと時間も迫つておりますので最後になるかと思いますが、私の経験上からいきますと、この限度額を下げるという試算では、新たにお客様による伝票の作成や検証、記帳、また検証を行い、現金の引き渡しを行う等々、一件当たり十五分以上の事務負担が発生してまいります。一年で新たに二千人を超える人を雇つて、定期性のものの満期の問題もございますが、二千人以上の人を雇い、場所を準備し、別途機械操作を準備し、五十万個以上の現金の入るトランクケースに現金を詰めて搬送し、お客様への通知、連絡だけでも、八十円の郵送を行いますと十二億円を要し、かつまた、お客様の来店時間を調整して、店頭対応能力、いわゆる店頭が混雑しないような調整等々、大変な事務負担が発生していくのは確実でございます。預入限度を上げるよりも預入限度を引き下げる負担というの是非常に大きいものがございます。

しかも、一たん七百万円に来年度中に下げることをうたわれております。今、一千万円超の預入限度を超える方への適正化を公社の方では進められておりますが、約百六十万人の該当者と伺っておりますが、その十倍の新しい負担が現実ベースで本当に実施できるのか。またもう一度、そのところにつきましては私も一緒に議論させていただきたくと思いますが、その事務負担のところにつきましては、多々大きな負担があるといふことを一言申し上げたいと思います。

いよいよ時間が参りましたので最後になりますが、この郵政民営化法案、約三百時間を超える衆

参の議論を行わせてまいりました。我々は、全員で全力をもって、政治家全員として、いい郵政公社民営化を進めてまいりたいと思います。その点につきましては、自由民主党だけでなく、公明党また民主党からも、民営化については皆様が御賛成されております。我々力を合わせて、政治家が全員で郵政民営化を推進していきたい、また大成功させていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○二階委員長 次に、榎屋敬悟君。

○榎屋委員 公明党的榎屋敬悟でございます。

本当に長い審議をしてまいりました。本日、一般質疑ではありますけれども、こうした議論ができるということについて、野党の理事の皆さんにも、この対応にも敬意を表しながら審議をしたいと思います。

今、自民党的同僚委員の議論を聞いておりまして、本当に若々しい、すばらしい新人の議員さんの議論、感銘しながら聞いておりました。我が党も新人を出したいのであります。我が党、新人が余りおりませんで、まことにうらやましいことだなと思いながら、半分複雑な心境で聞いておりました。

今御発言をされた遠藤さんや閑さん、前の国会で、一回一回、一言発言するたびに委員長の周りに理事が飛び込んでいくような、そういう緊張感の中に議論させてあげたかったな、こうも思つてゐるのであります。どうぞ先輩議員の皆さん方へが、そういう時代もあったんだということをぜひ御教示もいただきたい。大変な歴史の中でこの百時間を超える審議が行われているということ私も理解していただきたいな、こう思つているわけであります。

さて、本会議でも私、議論させていただきました。いよいよ郵政民営化法案成立が確実になつてきました段階で、改めて本会議でも例の確認書について質問させていただきました。竹中大臣から御答弁をいただきました。

私は、竹中大臣の御答弁をいつも聞いておりませんが、その前にお言葉が上手だなと。選挙のときもお読み返しますと、おやおやと思うこともあります。それで、今発言をされた新人の議員さんもぜひ聞きまして、ひそかに作業をされた方がいいんじゃないかな、きょうの発言の内容をしっかりと確認した方がいいだろう、こう思っています。

この前の竹中大臣の御答弁は、私、一番ひつかつておるのは、覚書・確認書を三大臣で交わしたこと。これは、生田総裁から、郵政民営化の入り口部分から経営の自由度というのを大事だといふと。もちろん、民業圧迫という批判もあるわけですが、ありますから、そのバランスをいかにとりながらかということが大事な視点ではありますけれども、私は、これから民営化された会社が本当にひとり立ちしていくために大事な視点だという思いで質問させていただいたわけあります。

竹中大臣は、この内容は、覚書は、確かに確認書は交わしました、これは政府・与党の合意の枠内です、範囲内なら、改めて確認書を何のために交わしました、この辺がうまいところだなと思うんですね。後から私は考えてみて、政府・与党の合意の中からも範囲内なら、改めて確認書を何のために交わしたことですか、それは違うんじゃないですかと。あの政府・与党の合意、もちろんその範囲の中からもれませんが、より重点的にあの内で三大臣で確認をしなきやいかぬ希望なりニーズがあつたのではないか、こう思つたりしているわけであります。

こう伺いますと、竹中大臣がまたどういう御答弁をされるか私は心配になるわけでありまして、決して竹中大臣を信頼していないわけではないのですが、ありますけれども、大臣は、この前の委員会、この場の委員会でも言わされました、スタート時においては現在のサービスをまずは維持するんだ、その上で段階的にと。こういう御発言をもらいましたが、私は、今回交わされた確認書の内容といふのは、もちろんそうした政府・与党の合意の範囲の中で、改めて、民営化の初期段階、いわゆる

適度な経営の自由度とそれから適度な新規業務の開始というものが求められているんだろう、これが公社側の切実なニーズじゃないのかな、こう思つたりしております。

したがつて、もちろん、早い段階で民営化委員会を立ち上げて準備をするということでありますけれども、その民営化委員会、どういう運営がなされるか。これも、この委員会で随分、恣意的な運営がなされることがあつてはならないということも指摘をさせていただきました。

竹中大臣にはこの前伺いましたから、麻生大臣、確認書を交わされたお一人だというふうに聞いておりますけれども、この確認書の意味、どういうことが主たる目的であつたのか、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 本年四月の二十七日の確認書、官房長官、総務大臣、郵政民営化担当大臣、三大臣による覚書のことと言つておられるんだと存じます。

確認書の内容につきましては、過日の答弁で竹中大臣の方から答弁があつたこととそう違つていいことはない、違つていてはまた逆におかしいんですけど。基本的には、準備期間内でのできるだけ早い時期に設置される経営委員会におきましては、郵政公社と準備企画会社がいわゆる並立することになるんですが、ダブルトラックみたいにならないようにするということで、そういうた意味で、中期計画の推進というのはやつていかないかぬわけです、向こう二年ぐらい。そこで新会社の移行準備期間が円滑に進むように配慮するということをやらぬとぐちやぐちやになりますので。それが第一点。

それからもう一点は、民営化委員会というのは準備期間内において設置をしますが、その中で、これはあくまでも民営化の準備を円滑に進めるためのものですよ、それ以上でも以下でもないのよ、ということでありまして、運営をするに当たつては、民営化後できるだけ早い時期、生田総裁なん

かが言つておられますように、新規業務が適度、適切に開始され、経営の自由度の拡大が促進されるようになりますことと、これが確認をされたものであります。

法案成立がきました後は、この趣旨に沿つた配慮がなされるというように思つるのは当然であります。趣旨の確認につきましては、実効性が今確保されているものと理解をいたしております。

〔委員長退席、石破委員長代理着席〕

○樹屋委員 ありがとうございます。

私は、この確認書というのは、とりわけ生田総裁、公社側が、民営化の入り口部分からできるだけ新しい業務を開始したいという切実な思いだろうというふうに思います。そういう意味では、私は、民営化委員会を含めた、例えば新規業務をするにしても、認可手続など、そうした検討、さらには準備作業というものを本当に全力を挙げてやつてもらいたい、こういうニーズだらう、こう思つております。そのことがこの確認書によつて確保されている、こういうふうに理解をしたいと思います。竹中大臣、結構でございます。いや、いいです。

大臣にまとめて伺いたいと思うんですが、もう一つ、やはり大臣のこの前の答弁を聞いていて思つたのは、税の問題。これは要望にとどめたいと思つておるんですけど、きょうは財務大臣がいらっしゃいませんが、消費税の問題。

これは、私も参議院の委員会をずっと聞いておりまして、きょうこの席にいらっしゃいますが、柳澤先生あたりからも適切な御助言をいただいて、政府・与党挙げて前向きに検討するんだ、こういう議論があつた。それがどうも、前向きがちょっと後ろ向きに、あるいは二歩も三歩も後ろへ下がつているような気もいたしまして、ただ、個人的な思いは、消費税よりもやはり積み立てのところ、ここはぜひ与党の中でもしっかりと議論して

いかない、こういう決意をきょうは申し上げて、あります。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

す。

我々は、この民営化法案策定段階から、先ほど

竹中担当大臣からも御説明がありましたけれど

も、一番悩んだのは、五原則、五原則の中でも雇

用への配慮ということでありました。実際に民営

化するその移行期間を経てどういうふうに雇用が

守られるのかということが一番頭の痛い話であり

ました。とりわけ私自身は、五原則の中でも雇用

への配慮原則を一番大事にしたいと思ってきた一

人であります。

民主党の法案では雇用への配慮ということが明

記されているのかどうかということを確認させて

いただきたい。役職員の削減あるいは規模の縮小

ということがずっと書いてあるわけでありまし

て、果たして雇用への配慮ということは民主党案

の中でどうなっているのか。やはり大きな改革を

する上では、私は、実行可能な改革でなければな

らぬ、こう思つてゐるわけであります。そういう

意味では、労務管理計画、これからどのように

民主法案ではお考えになつてゐるのか、お答えを

うたわれているのか、一番心配であります。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

す。

○馬淵議員 民主党の皆さんのが対案を提出され

る、この委員会が開かれる前に説明をいたしました。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

す。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

す。

○馬淵議員 民主党の皆さんのが対案を提出され

る、この委員会が開かれる前に説明をいたしました。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

す。

（時間もありません。野党の皆さんにお尋ねをし

たいと思います。時間もないのに一点だけ、野党

の提案者、民主党の提案者に伺いたいと思いま

</div

てのお尋ねだと思いますが、郵政民営化委員会といいますのは、郵政民営化が、経営の自由度が拡大されること、民業圧迫がないこと、これはコインの両面であるというふうによく申し上げますけれども、そのコインの両面、経営の自由度と民業圧迫をしない、そのバランスをとりながら推進されますが、また行政の判断が有識者の中立的、専門的意見を踏まえたものになるよう設立されるということをございます。有識者の中立的具体的に、主務大臣が民営化会社の業務拡大等の認可を行なう際に意見を述べる、そして三年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき本部長に意見を述べる等々の権限を付与されております。

この法において、郵政民営化委員会については、「優れた識見を有する者」のうちから、内閣総理大臣が任命する」というふうにされておりまし

て、先ほど申し述べた郵政民営化の役割を踏まえ

まして、まさに中立的、専門的な知見を述べられ

るようないい人物が任命されることになるとい

うふうに考えております。

御承知のように、民営化に関する分野は、銀行の仕事であるとか保険の仕事、物流、窓口サービス等多岐にわたりますため、各分野の学識経験者等からバランスよく配さなければいけないというふうに考えております。

○三谷委員 再度、竹中大臣にお聞きします。

郵政民営化委員会、これは法案を読みますと、

大変大きな権限を持つていて思えます。郵

便貯金銀行、郵便保険会社の民営化移行期における業務範囲を事実上決定する権限を持つていて理解してもよろしいんでしょうか。

○竹中国務大臣 いろいろな新しい規の業務をやる場合にどういうことになるか、どういう手続になるかということを申し上げますと、これは、民営化当初は公社と同じ業務からスタートする、しかし、これは株式を処分していくますから、株

式を処分することによって国の信用、関与の度合いが低減していく、その度合いに応じて、郵政民営化委員会の意見を聴取の上、あくまで主務大臣が認可する、主務大臣の認可によって新規業務が認められて、業務範囲が拡大をしていくというこの主務大臣とは、ここでは内閣総理大臣、具体的には金融庁でございますけれども、それと総務大臣でございます。

この法案の中で明記しておりますのは、主務大臣は、郵便貯金銀行から例えば新規業務の認可申請があつた場合には、まず第一に、持株会社の株式保有割合その他イコールフットティングの状況がどうか、第二に、郵便貯金銀行の経営状況がどうかを考慮しまして、他の金融機関との間の適正な競争関係などを阻害するおそれがないと認められるときは認可しなければならないというふうにしております。また、その際、民営化委員会の意見を聴取することとしております。

したがつて、民営化委員会は、今言つたイコールフットティング、経営状況、しっかりと意見を専門的な立場から述べることが求められているわけ

でございますが、認可権限はあくまで主務大臣にござります。主務大臣としては、当然、専門家が意見を述べておりますから、しっかりとその意見を聞いて、主務大臣としての責任ある判断をされるということになります。

○石破委員長代理 質問者は許可を得てから発言してください。

○三谷委員 竹中大臣にまた引き続きお伺いいたします。

今おっしゃられました、郵政民営化委員会の意

見を聞きながら、郵便貯金銀行、郵便保険会社が

移行期において、多分、民営化の進展に応じてど

うことになるんだろかと思いますが、業務内容

を拡大していく。白紙のような話に思えますが、そ

ういうことを子細に決めておきますと、将来お

ける実情に即した現実的、柔軟な対応を阻害する

ことにもなりますし、これは現実問題として、こ

れからの金融市场がダイナミックに変わっていく

ということをも考えますと、なかなか現実問題とし

ても難しいというふうに思います。

ただ、我々としては、判断の透明性、公正性を

確保することは重要であると考えております。

したがいまして、民営化委員会は、郵政民営化法

式を処分することによって国と関与の度合が低減していく、その度合いに応じて、郵政民営化委員会の意見を聴取の上、あくまで主務大臣が認可する、主務大臣の認可によって新規業務が認められて、業務範囲が拡大をしていくというこの主務大臣とは、ここでは内閣総理大臣、具体的には金融庁でございますけれども、それと総務大臣でございます。

この法案の中で明記しておりますのは、主務大臣は、郵便貯金銀行から例えば新規業務の認可申請があつた場合には、まず第一に、持株会社の株式保有割合その他イコールフットティングの状況がどうか、第二に、郵便貯金銀行の経営状況がどうかを考慮しまして、他の金融機関との間の適正な競争関係などを阻害するおそれがないと認められるときは認可しなければならないというふうにしております。また、その際、民営化委員会の意見を聴取することとしております。

したがつて、民営化委員会は、今言つたイコールフットティング、経営状況、しっかりと意見を専門的な立場から述べることが求められているわけ

でございますが、認可権限はあくまで主務大臣にござります。主務大臣としては、当然、専門家が意見を述べておりますから、しっかりとその意見を聞いて、主務大臣としての責任ある判断をされるということになります。

○三谷委員 竹中大臣、それでは、民営化委員会

がこの移行期において、先ほど新規の貸し付けの

話を申し上げました、郵便貯金銀行に對して新規

の貸し付けを行つてもいいという判断を下した場

合には、新規の貸し付けは行われるんでしょう

か。

○三谷委員 竹中大臣、それでは、民営化委員会

がこの移行期において、先ほど新規の貸し付けの

話を申し上げました、郵便貯金銀行に對して新規

子会社であり、また、四つの事業会社はそのままで一〇〇%の子会社。もちろんスタート時はそこから株を放出していくわけですから、移行期におきましては、どの会社におきましても、全部放出するまでは政府関与の会社という形態は確実に残るわけです。

その際、郵便貯金銀行ですけれども、移行期において、この郵便貯金銀行も政府関与の会社には違いがありません。その郵便貯金銀行が、今のお話をとおり、新たに貸付業務を行う。そしてまた、貸付業務だけにとどまりません。ほかに、今のお話からすると、主務大臣の認可があれば業務を行うことができる。そのこと自体問題にはならないでしようか。

○竹中国務大臣 御指摘のとおり、郵便貯金銀行、郵便保険会社については、全株を処分するまでは政府出資の形で国の信用と関与が残るという状況は続きます。加えて、この組織は規模が巨大であることがあります。そして、一般事業会社を子会社に持つ持ち株会社の傘下に置かれるということが特例的に、これは民間企業には認められない競争上の優位性を持っていると考えられるわけです。あるからこそ、我々は、そうした点を踏まえてしっかりと制度設計をしているつもりです。

具体的には、郵便貯金銀行、郵便保険会社ではなくて一般の商法会社として設立をして、そして全株処分によって国の信用、関与を断ち切ることを義務づけております。そして、移行期当初は公社と同様の業務範囲からスタートをしていただいて、そして、株式の処分状況等々、つまり政府の関与が、影響度がだんだん減つてくることを勘案して、そして、民営化委員会の意見をさらに聞いた上で、段階的に業務範囲を拡大していくというふうなシステムをとっています。

委員が御指摘のような形で、国の信用、関与が

あるから特別の優位性があるというふうに判断される場合は、これは認可をしないわけです。そうではなくて、実態的に、株もかなり減ってきてる、金融市場の状況等々から考えて、規模等々から考えて、これはまだそういう経営の自由度を与えても民業圧迫にはならないという判断をするべきで、いざにいたしましても、私どもいたしましては、金融・資本市場に混乱がないように適切に金融行政上の対応をしてまいりたいと考えております。

○三谷委員 それでは、伊藤金融担当大臣にお伺いいたします。今の話の関連です。

○竹中国務大臣 公的部門、つまり国ということになりますが、この場合、先ほど商法上の会社と竹中大臣はおつしやいました、銀行法上の銀行の株を持つ、あるいは保険会社の場合は保険業法上の保険会社といふことになりますが、我が銀行法上の銀行の株を持つということについて、このことが金融秩序に与える影響について、金融庁としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○伊藤国務大臣 それともう一つ、移行期の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、先ほどのお尋ねと一緒に、新規の貸し付けを初め民間で行っているさまざまな業務を行うことについて、金融庁としては問題があるとは思いませんでしょうか。

○竹中国務大臣 二点御質問がございました。まず最初の点でありますけれども、移行期間中におきまして持ち株会社が金融二社の株式を保有することが認められておりますのは、これは民有権の実現に向けたプロセスにおける経過的な特例であると考へております。

それでもう一点の、民営化することによる民業圧迫の懸念についてであります。しかし、金融・資本市場の影響等を踏まえて、先ほどから竹中大臣の御答弁がございましたように、移行期間当初は公社と同じ業務範囲とした上で、民営化委員会の意見を聴取の上、主務大臣認可により、透明、公平なプロセスのもと、段階的に業務範囲を拡大することとされていくと認識をいたしております。

そして、新しい業務を拡大するに当たっては、やはり一定のノウハウ、スキルを身につけていく

ことが大変重要であります。この金融二社につきましては、そうしたノウハウというものを徐々に身につけて自立させていくものと考えております。たゞ、いざにいたしましても、私どもいたしましては、金融・資本市場に混乱がないように適切に金融行政上の対応をしてまいりたいと考えております。

○三谷委員 竹中大臣に再度お伺いをいたしましたが、同じ話になりますが、判断基準においてなんですが、同じ話になりますが、判断基準というものが法令の中にはほとんどありません。この基準を法令化しない理由というものは何かあるんでしょうか。

○竹中国務大臣 これもちょっと先ほど御答弁申し上げますと、日本郵政株式会社の保有する議決権割合その他のイコールフットティングの状況がどうかをちゃんと見きわめて判断の基準にする、そして、郵便貯金銀行または郵便保険会社の経営状況がどうかということをしっかりと見定める、これを判断の大枠として法律に定めているわけをごぞいます。

それを超えまして、具体的に例えばもし収益率が何%を超えたたら新しい貸し付けを認めるとか、そういうような具体的な基準をイメージする人もおられるかもしれません。しかし、これはやはりその時々の状況、極めてやはり総合的な判断になりますので、そういったことをあらかじめ法令に子細に決めておくことは、これは将来における実情に即した現実的な対応、柔軟な対応をやはり阻害してしまうことになるというふうに思ひます。

現実問題として、そういうことを決めるということは、技術的にもこれは難しい、極めて難しいところではあります。一方で、だからこそ私たちには、判断の透明性、公平性を確保するために、そ

れについて意見を述べたときは公表してください。等々の仕組みを、これも法律の中で定めているわけでございます。

ただし、私は、現実には、これは民営化委員会の御意見も尊重しなければいけませんけれども、みずからの準則として、判断基準として、みずからが何らかのガイドライン的なものを定めておられるというのは、これはあり得ると思いまして、そういう方向で私たちもしっかりと関与していきたいと思つております。

○三谷委員 そうはいつても、このお話を何度もお聞きいたしますのは、政府案の中でもどういう郵便貯金銀行、銀行をつくろうとしているのか、どういう郵便保険会社、保険会社をつくろうとしているのか、この法案の中ではなかなか読み取ることができない。もちろん、民営化をするんだから、民営化をして、当たり前のことではありますけれども、理念と申しますか、形づけられる、イメージづけられるものというのが、丸投げという形であります。そこで、郵便貯金銀行と民間の保険会社と同じようなものをつくるんだから、民営化をして、当たり前のことではありますけれども、理念と申しますか、形づけられる、イメージづけられるものというのが、丸投げということではありませんと申しますけれども、受けとめ方からいたしますと、郵政民営化委員会に、その形づける部分におきまして、ゆだねているところがどうしても大きいように思えてならないのです。

例えば、我々の民主党案でありますけれども、これは、理念においては、どういう銀行をつくるのかということにおいては大変明快なところがあります。国民の権利は何なのか、国が行うべき責務といふのは何なのか、そこを非常にはつきりさせた上で、必要最小限の業務を、実際には、決済機能、加えてせいぜい預金限度の個人貸し付け程度を行なう会社をつくる、そういう話になるわけですから、もちろん、民業の圧迫になるような余計なお世話は行わないという、ある意味、非常に方向性、理念がはつきりしているわけでございま

のか。ただ、民営化をするんだ、イコールフツティングなんだ、一般的の民間の銀行、保険会社をつくるんだということ以外にないよう思つんです。そこを、例えば、この法令化に私もだわりますのは、こういう国会の審議を通して、どういう銀行をつくっていくのか、あるいはどういう保険会社をつくるのか、それを明確に指示していく、あるいは法令の中に盛り込むことによって指示していくということをお考えは全くないんでしょうか。

○竹中國務大臣　まず、私たちも民営化をするわけでございますので、その民営化というのは、民間の経営に任せるということをまさに意味しております。したがつて、これは民営化委員会に何かを投げておるのではなくて、民間の経営者にしっかりとやつていただき、そこが私たちの基本的な民営化の思想でございます。

それに当たつては、しかし、一方でイコールフツティングの問題があるから、民営化委員会でその機能をチェックするということ。したがつて、民営化である以上、我々としては、これは民間の経営を重視しなければいけないと考えます。しかし、それでも経営そのものが成り立つかどうかについては一定の確認はさせていただいています。それが骨格経営試算に当たるもので、その中では、十年後に約四分の一ぐらいの資産が、いわゆる信用リスクビジネスに入つていくということを想定するという形でお示しはしているつもりでございます。

委員、あえておつしやいましたので、一点だけ私もそれは反論させていただきますが、では民主党の案はどうかと、これは保険については民営化ですよね。では、保険についての民営化で、民主党の案ではどういうイメージを示しておられるんでしようか。これはやはり同じじやないですか。つまり、これは民間に任せせるから、そういうことを事細かに決めてはいられないわけです。やはり、決めたら民営化にならないわけですね。

やはりそこは、民営化するかどうか、銀行を民営化するかどうかということについて、基本的な

理念の違いはございますが、民営化する以上は、民主党さんの場合の保険についても同じような考え方をとつておられるというふうに私は理解しておりますし、私たちは銀行も民営化ありますので、そのような形で、民間の経営を重視する、しかし、大枠の経営がうまくいかかどうかの確認は骨格経営試算でさせていただいている、そのような趣旨でございます。

○三谷委員 それでは、竹中大臣にあえてお聞きするんですが、完全民営化後のこの郵便貯金銀行、そして郵便保険会社は、民間会社と全く同じだと考えていいんでしょうか。

○竹中國務大臣 民有民営実現の後ですから、株式が全額処分された後ということになろうかと思いますが、これは、全く同じということの意味でございますけれども、まだまだ資産構成等のものは民間銀行とはまた違つたものになつていると思います。四分の一、信用リスクビジネスに入つておけるとしても、まだまだ入つていっていない部分もありますから、民間の金融機関と財務上で全く同じかと言わればそうではないかも知れません。しかし、法律上の扱い、これは、銀行法の適用を受け、その他の一般法令の適用を受け、その他の特別の規制を持たないという意味では、民間の金融機関と同じ扱いになります。

○三谷委員 時間もありませんので、銀行の方だけ聞きます。

この郵便貯金銀行ですが、資金量が余りに大きいのです。先ほどの答弁の中にもございました、余りに大きい。ほかにも有利な点がございます。時間がありませんので、あえてその資金量、見通しをお伺いすることはしません。

当たり前の民間銀行ならば目指しているのはまさにこの政府案でございます。民間会社なら収益をふやすことがまず第一義です。たくさん預金を集めることになると上げるためにたくさん預金を集めることになる、貯金を集めることになる。しかも、この銀行はもともと官立銀行で、移行期十年間は株を徐々に放出するとはいっても政府関与が残る銀行にな

りますし、また、民営化後も貯金を預ける側からすると暗黙の政府保証がついているようにも見受けられます、そのようにきっと受けとめられるでしょう。そして、資金を集めているという点ではこれはもう強いに決まっていると思うんです。これだけでも十分に特殊な会社だと言うことができます。

しかも、株式の持ち合い、郵便貯金銀行、郵便保険会社の株は一たん全部放出することになってしまいます、他の二つの事業会社との株式の持ち合いで許す、さらには政府が三分の一超を持つ持ち株会社の買い戻しが許されることになってしまいます。買い戻しがなされるとするならば、これは完全に政府関与の銀行ということになります。もちろん、先ほどの暗黙の政府保証ということでいたら、なおのこと暗黙の政府保証がつくと預金者は多分みなすでしよう。いよいよもって、資金を集めることでは圧倒的に強い銀行がつくらされることになります。

民間会社が民間の株を買うのは自由だという整理の答弁、あるいは竹中大臣の答弁があつたように記憶をしておりますが、本当に自由なのか。そして、あわせて、竹中大臣と、最後でございますので、これも伊藤金融担当大臣にお伺いをします。

このようく政府が三分の一超を持つ政府関与の会社が、完全民営化後の銀行法上の銀行、先ほどと同じような質問になりますが、銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社の株式を一定割合持つことに対して、金融秩序に与える影響は本当にないと言えるんでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○竹中國務大臣 御質問がありましたので、二点、ぜひ申し上げたいと思います。

まず、委員御指摘の収益を最大化するだらうと。民間企業ですから、収益最大化に、利益最大化に当然のことながら励まれる、民有民営化の後は特にそうだと思います。しかし、だから預金量をたくさん集めることになるだらうというふうに

は全く考えておりません。

例えば、金利が固定で一定の利ざやが稼げるような固定的な管理された金融市場であるならば、預金量が多くは多いほどこれは利益が最大化されます。しかし、現実の資本市場は、金融市場はそういうものではございません。まさに民間企業としての厳しい資産負債管理、ALMをもうやらざるを得ないんです。運用できるんだつたら集めればいいです。でも、運用できないんだつたら集めてはいけない。そのALMのメカニズムが働くからこそ適正な規模に收れんしていくというのが私たちの基本的な考え方、これが第一点でござります。

暗黙の政府保証がつくことに結局なるのではないかという御懸念、第二の点も、これは確かに重要な点だと思います。しかし、だからこそ、私たちは、まずすべての株式を処分するということを義務づけて、政府の関与を切り離すわけでござります。その後は、例えば、ひょっとしたら特殊会社である郵便局株式会社がわずかな株を持つかもしれません。経営判断で持つかもしれませんが、しかし、それで暗黙の政府保証が生じるとは全く考えません。

一つの例でお考えいただきたいのですが、完全民営化された後は完全に自由でありますから、今後はこの郵便局株式会社が、例えば東京三菱銀行の株を持って提携するということは十分考えられます。委員の論理でいくと、東京三菱銀行の株を持つたら東京三菱銀行に暗黙の政府保証がつくというふうに認めるかということになるわけですね。そうではないわけですよね。それは一定のルールの中で一定の株式を持つということはあり得るかもしれませんけれども、そうかといって、それが一般のルールの中で行われるわけですから、暗黙の政府保証になるということは全くございません。

必要になつてくる。こういつたものを独立して民営化というのは、私はもともと無理だと思います。なるべく民営化したりしていった方がいいといふのは私も賛成です。しかし、できるものとできないものがある。できないものの典型が郵便配達であるということ、こういつたことを配慮すべりだということ、これを申し上げておきます。

なぜこれを私がしつこく申し上げるかというと、憲法二十五条に、日本国民はあまねく平等に最低限の生活ができるんだ、するべきなんだ、そういう権利があるんだと書いてあるわけです。ちょっと、資料の中に、五ページのところに雑なものの、これは生活水準、病院だと教育施設なんかもみんなそうじやなくちやいけないわけですけれども、選挙のときの残りの資料で済みませんけれども、公営掲示場の配置が、一掲示場当たりの有権者数が全然違うというのがわかつたんですね。

栄村というのは、長野、新潟県境地方の一番の過疎地です。陸の孤島とか呼ばれているところであります。ここは一公営掲示場当たり四十一人の有権者しか見ない。それだけ優遇されている。

つまり、どうしたことかというと、公職選挙法で、投票するには日常生活でちゃんと見られる範囲に公営掲示場がないと決められているわけです。こういつた配慮がいろいろなところでなされているわけです。これは郵便局も同じで。

しかし、病院とか何かはだめなんです。携帯もだめなんです。支持者訪問、数少ないんですけれども、ほとんど自民党の支持者なんですが、たまにおるので行くんです。そうすると、秘書が、済みません、ただいま現在地不明ですと言ふんであります。ナビもきかないんです。携帯もきかないであります。これは、やはり国がいろいろしてあげなければいけないんじやないかと私は思います。

こうしたときに地方を支えているのが、やはり組織としてあるわけですけれども、その農協について、規制改革・民間開放推進会議が、郵政改革の

第一次産業、農業なんです。農協が同じような組織としてあるわけですね。よく言われています。私は農協改革だというようなことをいつて中間報告をまとめようとした。ところが、よくわからぬも、インターネットから出したんだですが、農協解体を改革のターゲットにしていると参議院議員の方が言つて、反発が強まつた、衆議院選挙中も、九州などの同黨の前衆議院議員、どなたかわかりませんけれども、農協改革に否定的な主張を繰り返した、それが取り除かれていたというよう

うなことが書いてあるんですが、村上大臣、この議論はどのように進展しておるんでしょうか。

○村上国務大臣 お答えいたします。

規制改革・民間開放推進会議において、御高承

のように、あらかじめ聖域を設けることなく、規制改革・民間開放にかかる課題について幅広く検討してまいりました。篠原委員御存じのように

に、農業分野についても、同会議の前身である総合規制改革会議の時代から継続して議論を行つて

いるわけであります。

今年度においては、農業の競争力強化、地域経済の活性化につながる規制制度の改革を推進する

観点から、実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進並びに農協のあり方を含めた農業関連流通等の改革について審議を進めてきているところであります。

こうした中で、農協の経済事業の合理化、効率化等に資する施策の選択肢についても多様な議論

が行われてゐるものでありまして、同会議においては、今後、さらに農林水産省を初めとする関係

者の皆さんの意見も聞きつつ議論を深めていく

く、そういう状況であります。

○篠原委員 農協と郵便局、皆さん御存じだと

思いますが、似通つてゐるんです。七ページをごらんいただきたいんですが、ちょっと比較対照し

てみました。

こうしたときに地方を支えているのが、やはりか、全国のネットワークの代表的なものじゃないかと思います。特に地方では大事だと思います。みんな地方を支えていかなくちゃいけない。だから、農協の組織と郵便局の組織を合体して、規制改革・民間開放推進会議が、郵政改革の対象、それから総数ですね。よく言われています。いんですが、これは六ページにありますけれども、インターネットから出したんだですが、農協解体を改革のターゲットにして活用していくといふことです。でも、竹中大臣と農林水産副大臣にお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣 では、私の方から先に申し上げさせていただきますが、恐らく今の委員の御指摘の念頭にある一つの典型的なパートナーとして簡易郵便局のようなものがあるんだと思います。今の委員の御資料の中にもありましたけれども、農協で簡易局を併営しているところが六百ぐらいございましたですかね。簡易局全部で四千五百ぐらいですから、したがつて、そのうちの一五%ぐらいが実は農協と提携しているということになります。が、金融事業に対して信用事業、保険事業に対しても、まだいっぱいある。職員数は約二十四万人と二十八万人、これも似通つております。

今度は下です。事業はどういうのをやつてあるか。金融事業に対して信用事業、保険事業に対して共済、いっぱいあります。下を見てください。三百四十五兆円とよく言われますけれども、約三分の一の百十七兆円がある。だから、これに食指を動かそうとする人たちがいるというの仕方のないことだらうと私は思います。

そして、その他事業として、當農指導事業、販売事業、購買事業というのをやつてある。大事なのは一番下。郵便は三つの事業を兼業している。農協も同じなんです。これを分断してやるなんと云うのは、私は愚の骨頂だと思います。

それは、採算は合わなくちやならないんですけども、農協の現場、當農指導員が貯金センターといふことは、全くないんです。郵便は三つの事業を兼業している。農協も同じなんです。これを分断してやるなんと云うことは、私は愚の骨頂だと思います。

それには、採算は合わなくちやならないんですけども、農協の現場、當農指導員が貯金センターといふことは、全くないんです。郵便は三つの事業を兼業している。農協も同じなんです。これを分断してやるなんと云うことは、私は愚の骨頂だと思います。

一方、農協からしましても、ゆうパックとの提携で、いろいろな地域農産物が販売できる、販売強化の戦略の一環としてそういうような提携もあらねばなりません。それを政府主導でできるから、いろいろな形で競争と協力をしながら地域の住民に販売していくことは、これはもう十分にあり得ることであると思っております。それを政府主導でできるから、いろいろな御意見があるかもしれません。しかし、ここはまさに地域の知恵、そして経営者の知恵、そういうものを大いに發揮していただきたいです。委員がイメージしておられるような、より力強いといいますか、活力ある競争と協調の関係を私は農協と郵便局の間で築いていっていただきました。

○宮腰副大臣 郵便局とJAにつきましては、今までどうぞお手元に持てます。

ほどの委員の方からも御指摘がありましたが、どうぞお手元に持てます。

金というのが、二〇〇六年でしたか、切れます。切れて、後どうするのかが、これは多分その三島JRをどう維持するのかしないのかという論議になるはずであります。

これは自民党的先生方も、この議論を本気でやはりもう一度、この郵便ネットワーク、それから貯金の決済サービスをどのようにして維持するのかという議論は本気でやらなければならぬけであります。このことを私どもは国の責任で必ず行う、こういうふうにはつきりと聲明していると、いうことでございます。

以上でございます。

○石関委員 さきのこの委員会で、子だくさんの馬淵議員からも指摘がありました。郵便貯金といふのは子供のお年玉からお年寄りの年金、おじいちゃん、おばあちゃんの年金まで、まさに国民に親しまれる経済生活のインフラである、このように考えます。

そこで、郵政公社にお伺いをいたします。

郵貯のATMは土日、休日の手数料は無料になつてゐるというふうに思いますが、それでは、土日、休日のATMの利用件数というものは何件あるんでしょうか。

○斎尾参考人 郵貯のATMでのお取り扱いは土日、休日でも無料としておりますが、その利用件数は、平成十六年度実績で見ますと年間約一億八千万件、一日当たりにしますと約百五十八万件となつております。その利用件数は、手数料百五円とか二百十円とか、こういう引き出し手数料を取つてゐることでありますので、これも、郵貯が民営化をされてしまうと、せめてこの百五円はいただきたい、こういった考え方を持つんじゃないか。こういう誘惑に駆られて百五円の手数料を取つてしまふということになると、今二億件弱、約二億件という扱いの数ですから、これを取ると三百億円ほどの売り上げがあふえるということになります。こういったことを考えると、百五円を取つてしまおう、こういった考え方も出てくるん

じゃないかなというふうに思います。この二百億という数字は郵便の利益にはば匹敵をする額といふことになります。

そこで、竹中大臣にお尋ねをいたしますが、政

府案で、郵便貯金のサービスが今までどおり無料

で受けられるような設計になつてゐるんでしょうか。

○竹中國務大臣 先ほど石関議員が、いろいろ日本

の消費者の利便が民営化されると維持できない

という趣旨の御発言をされたわけですが、政

業は、銀行業においても保険業においても、民

営化して、そつした利便は守られるというふうに

考えるわけです。

民主党さんの案では、保険業は守られる、保険

業は民営化してもいい、でも銀行業はだめだ、そ

のような判断をしておられるというわけですけれども、我々は、繰り返しますが、それは、銀行業

も保険業もこの市場経済の中でしっかりとし

たまにささまざま、今、民間のサービスといふのは本当にささまざまです。

例えば、民間銀行の状況を見ると、大多数の銀

行は、口座維持手数料が無料という口座を提供し

ています。もちろんそういうのも提供していま

なく、創意工夫を凝らして多様なサービスを提供していただく、これがやはり、競争を通した、消費者に対してよいサービスを提供していくメカニズムであると思います。

とりわけ、郵便銀行のビジネスモデルというの

は、地域密着型で、小口の預金を大切にするとい

うことではかよりも競争力を發揮できるものでございりますから、当然、そうした小口の消費者を大

切にした料金設定がなされていくものというふうに考えております。

○石関委員 まさに大臣が御答弁されたとおり、いろいろなサービスがあるということだと思います。

政府案においては、郵便貯金法が廃止をされ

るために、郵貯は一千万円以下の世帯を顧客とし

て、土日、休日のATMも無料になつていていたとい

うことです。今まで、この郵貯法がある

ために、郵貯は、今御答弁にもありま

したけれども、いろいろなパターンができるき

て、土日、休日のATMも無料になつていていたとい

うことです。今まで、この郵貯法がある

ために、郵貯は、今御答弁にもあります

たけれども、いろいろなパターンができるき

て、土日、休日のATMも無料になつていていたとい

うことです。

前回の国会で、この米国のいわゆる圧力について指摘をした議員がいらっしゃいました。自民党の造反組の城内実さん、また我が党の山花さん、お尋ねの、無料で受けられるのかということでございりますから、当然、そうした小口の消費者を大変なマイナスであるというふうに私は思います。

郵貯に関しては以上で、引き続き、政府が進めることで、この郵政民営化、これについてはアメリカ政府の影響が常にちらついている、こういった指摘もございます。

○石関委員 前回の国会で、この米国のいわゆる圧力について指摘をした議員がいらっしゃいました。自民党の造反組の城内実さん、また我が党の山花さん、こういった議員から指摘があつた。私は、城内先生御自身とお話をいたしまして、御本人の感想として、タブーに触れてしまった、こういった表現をされていらっしゃいました。

城内実さんが前回の国会の郵政特別委員会で質問したところ、郵政民営化準備室は、昨年四月からこれまで、米国関係者と十七回の面談を行つて、十七回なんでしょう。

そこで竹中大臣に確認をいたします。

郵政民営化準備室は、昨年四月からこれまで、米国関係者と何回の面談を行われておりますか。

○竹中國務大臣 郵政民営化は、言うまでもなく、國益を考えて、國民のことを考えて我々はやつているわけでございますが、お尋ねの郵政民

営化準備室、アメリカの政府及び民間関係者との会談でございますが、昨年四月二十六日から現在まで、十八回会談を行つたという報告を受けております。

○石関委員 十七回というふうに思つております。

○石関委員 十七回というふうに思つております。

たら、十八回、一回会談がふえているということ

ですので、我々がこういう議論を行つてゐるときも緊密にアメリカの方へ御注進をされている、こ

ういうことなんでしょうか。

それでは、この会談の内容、どういったことが話されているのかということですね、何を話す

合っているのか、この内容をしっかりと御教示いただきたいと思います。

○竹中國務大臣 機密に何か連絡をとっていると

いう事実は全くございません。

一体何を話し合っているのかということあります

が、これは会談でありますので、外交上の会

談内容や民間関係者との面談内容、または相手方

の氏名等をその相手方の了承なくしてこの場で個

別具体に申し上げることは差し控えたいと思いま

すけれども、一般的に申し上げますと、アメリカ

を含む政府、民間関係者からの要請に応じまして

先方の主張を聴取するというのが一つ。それと、

当方から、郵政民営化の基本方針や郵政民営化関

連法案の内容等を説明している、そのような内容

でございます。

○石闇委員 アメリカは、郵便を完全に民間に払

い下げる、こういった要求を継続的に行ってきた

といふうに認識をしておりますが、今回の法案

について竹中大臣は、郵便銀行の株を完全に民間

に売却するということに最後までこだわりを持た

れていた。また、あわせて、外資による日本の会

社の完全買収、これを容易にするための法改正、

これは一足先に前国会で成立をしております。一

方で、ゴールドマン・サックスなどは一兆円規模

の資金の調達を既に始めているといふうに聞い

ております。九〇年代、長銀が破綻をしました。

このとき、本当にわずかな資金で外資に買収をさ

れた、そのことによって多額の国民の税金が海外

に流出をしたということを覚えていらっしゃるん

だろうというふうに思います。

そこで、また竹中大臣にお伺いいたしますが、

アメリカの要求どおりの政府案が成立をする、そ

のことで、アーリカの投資会社によつて郵

貯銀行が乗つ取られる、支配をされるということになつたら、ここで、この経営によつて、まさに

経営判断によつて地方が切り捨てられて、我が国

を支えてきた地方の中小企業ですとか成長産業、

こういった産業が切り捨てられてしまふんじやな

いか、こういう懸念を持つておりますが、このこ

とはいかがでしようか。

○竹中國務大臣 まず、アメリカの要求によつて

制度設計をしているという事実は全くございません。

われは株式の完全処分を十年間で義務づけて

おりますが、これは、金融、つまり銀行、保険と

いう信用をベースにした非常に特殊な業種であり

ますので、国の信用、関与をしっかりと断ち切ら

ないと本当の意味での民営化はできないというふ

うに考えてそのような措置をとつてはいるわけでござります。アメリカの主張とは関係はございません。

その上で、委員は、万が一にもそういう外資の影響を強く受けようになつたらどうするのかと

いうことでございますが、我々は、外資脅威論を

殊さらあおるというようなことはやはりいかが

ななものかといふうに思つております。もちろん、委員がそうだということではございません。

そういう方が一部にいらつしやるということを懸念しているわけでござりますけれども。

これは、銀行でありますから、当然のことながら、やはり健全な経営をしていかなければいけない。適正、健全な業務運営が求められるわけ

でござりますので、これに関しては、別に資本の内外を問わず、私たちの国にはしっかりとした法律の枠組みがござります。この郵便銀行、当初から銀行法の適用を受けますので、外国資本を含めまして、会社の二〇%を超える株式を取得する場合には、監督当局であります内閣総理大臣の認可が必要になる。株主として、安定的な適正な経営をするのに適格かどうかということをその時点でしつかりと判断するという仕組みがござります。もちろん、そのほかにも独禁法の枠組みもござります。

それと、もう一つ議論になる問題としては、やはり敵対的買収の問題もあろうかと思ひますが、これは、今委員が御紹介くださいましたけれども、会社法の改正等々も議論をずっとされてまいりました。その一般的な会社法の規定を適用して防衛策を講じるということにしております。民営

化でありますので、一般の民間の企業と同じような、会社法の枠組みの中で適切な防衛策を講じていただこうというふうに思つております。

最後に、地方切り捨てになるのではないか、中

小企業や地方が切り捨てられるのではないかとい

う御懸念、今委員からございましたけれども、そ

うならないように、郵便局をしつかりと設置基準

をつくつて設置するということ、その上で、長期

安定的な代理店契約や基金も活用して、しつかりとした金融サービスが提供されていくようにさま

ざまな工夫をしていくところでござりますので、

そのような法律の構成趣旨を何とぞ御理解いただ

きたいと思います。

○石闇委員 それで、郵政民営化を行えば行財

政改革が進みますよ、こういったことを看板にし

てこの施策を進めてきたということだと思います

が、このことは真美かどうか。今の郵政公社とい

うのは、職員の給料も事業の収入から払つていて

わ�ですから、ここについては税金も一銭も使わ

れていないということですし、郵政公社は、御承

知のとおり無借金経営をしている。

それでは、年金を預かる社会保険庁はどうなん

でしょうか。税金で豪華な宿舎を、これは税金で

です、豪華な宿舎を都心の一等地にどんどん建て

ているという状況です。税金を使つていない郵

政、そして借金をしていない郵政を民営化して

も、国の借金というのは全く減らないということ

です、行政改革にはつながらないということです

す。

国は借金を減らす行政改革をやるんだということであれば、税金をむだ遣いしているこういつた社会保険庁や各省庁や、また特殊法人のむだ遣

いをなくすというのがまず先にやるべきことだろ

うと思います。私は、こちらの方が改革の本当の本丸であつて、郵政が本丸というのはとても順番

が違う話だというふうに思います。

竹中大臣にお伺いいたしますが、社会保険庁や

官僚の腐敗から国民の目をそらせるために、税金

を使つていない、税金を使つていないから各省庁

の腹が痛まない、この郵便局の改革と称するものを推し進める、やり玉に上げられているんではないかなというふうに思ひます。払うべき税金を払つていないのではないか、預金保険料が免除されているではないか等々の議論があることは議員も承知だと思います。

我々は、目をそらせるために、社会保険庁等々の問題から目をそらせるためにやつてあるという

ようなことでは全くございません。これはぜひ政

府の骨太の方針をじつくりごらんいただきたいと

思ひますが、これは社会保険庁の改革等々の問題も含めて、非常に今総合的な改革を進めておりま

す。経済財政諮問会議においても、厚生労働大

臣、社会保険庁の長官に何度もおいでをいただ

いて、しつかりと総理を中心議論も今進んでいます

ところでござります。その意味で、やはり改革と

いうのは非常に幅広く総合的にやつていかなければいけない。

その中で、やはりしかし、郵政の問題というの

は、行政改革を考えた場合に、いろいろな

意味で極めて大きな本丸としての意味を持つてい

ると思います。もうこの場で随分議論したので繰

り返しませんが、国家公務員の数を減らせる、三

百四十兆円のお金が民間に流れるような仕組みを

つくつていける、そういうこと等々を含めまし

て、私は、やはり郵政は改革の本丸であると思ひます。同時に、委員御指摘の社会保険庁改革も含

めて、しつかりと我々としては対応しているつも

りでございます。

○石闇委員 今、税金が入つてあるかどうかは議

論があるということは私も承知をしております。

ただ、ただ郵政を民営化すれば国の借金、国債の

発行が抑えられる、減るというような言いぶりを

今までされてきたというふうに思ひますが、この

ことが真実かどうかというのは私は大変疑問を

持っております。

そこで、これに關して、平成十七年度末の国債の發行残高、そして民営化が完成する二十九年度の国債の残高、試算、予測をお尋ねいたします。

あと二点ありますので、一緒にお尋ねします。

また、郵政を民営化したことでもたらされる国の歳入増というものは一体幾らになるのか、このことをお示しいただきたいと思います。

三点目、もう一点あります。郵政民営化による

国の歳入増額が二十九年度の国債發行残高に占める割合、パーセンテージをお示しいただきたい。

○谷垣国務大臣 まず、私から国債發行残高についてお答えいたします。

政府は資金繰り表というのをつくっておりまして、正式の名称は、国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算。これは、国債整理基金の資金繰り状態をある程度考るためにつくった表でございます。一定の前提のもとにいろいろ試算をしておりますが、それによりますと、平成十七

年度末、五百三十八兆円が国債残高でござります。それから、最終的な民営化時点、平成二十九年度末は八百九十一兆円となつておりますが、この数字は、もちろん目標であるとかそういうものではありませんで、実際の公債發行額は毎年の予算編成の中で決められていくものでございます。

○竹中國務大臣 あとの二点について御答弁させさせていただきます。

まず、国の歳入増でありますけれども、税収に関する限り、四・三兆円というふうに見込まれますので、この移行期間十年間の民営四会社の租税の総額は約四・三兆円というふうに見込まれますので、このままです。

もう一つ、株式の売却収入というのが期待されるわけでございますけれども、これは、三分の一以上は保有していかなければいけない、三分の二まで売却するということになりますが、一つの非常に単純な計算として、四事業会社の資本の額の合計、七・五兆円でございますので、七・五兆円の

三分の一と考えると五兆円、これが簿価になります。

す。もちろん、簿価を上回って売れることを期待するわけですが、控え目で簿価で計算を

いたしまして五兆円、先ほどの四・三兆円と足し

ますと九・三兆円という数字が出てまいります。

これを単純に先ほど財務大臣の答弁にあいまじで割りますと、そのウエートは一%強とい

ことになります。

○石関委員 一%強ということではありますから、

これは大変に小さな割合というふうに普通に認識をするんだろうというふうに思います。改革の本丸ということで位置づけて進めてこられたわけで

すが、改革の一つのターゲットとしてこの郵政の改革も必要だろとういうことを私も十分承知をしておりますが、本丸というより、小さな出城一つ

となるかどうか、このくらいの改革のメニューなんじやないかな、今御答弁いただいて、私はそのよう

うに改めて認識をしました。

それではもう一点。指標が改善をしている部分

もある、景気がよくなつたということがありますが、進めてこられたいわゆる改革で大恩恵を受

けているのは東京や都会の大企業だけではないか、地域を支えている中小企業、零細企業は大変

厳しい環境にあるというふうに認識をしていま

す。私も、これまで郵政をやめてから市会議員

県会議員、地域で密着して仕事をしてまいりましたので、そのことを私も十分骨身にしみて感じて

いるところです。

竹中大臣は、郵政を民営化すれば自由だとい

まついくという状況ですか、ここへの大変な

影響があるんじゃないかと思います。このことに

ついてはいかがお考えでしょうか。

○竹中國務大臣 郵政、経営の自由度を持ついたるべきこの場にもいない、本会議の質問にも答弁に立たなかつた。総理の姿勢そのものも問われたいとこのことでございますから、その意味で

は、創意工夫をしていろいろ新しい試みをしていただきたい、これは心からそのように思つてお

ります。

同時に、しかし、地域等々の問題を考え、

我々はまず移行期間においては、同種の事業を営む事業者の利益を不當に害することのないように配慮義務を課すということを法律で明記しております。

そして、移行期間終了後につきましては、いわゆる分野調整法、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律によりまして、中小企業者の利益を不當に侵害することのないような配慮義務が課される

むしろしかし、決して地域の経済というのはゼロサムではなくて、一方が事業を拡大すれば片方が減るというものではなくて、むしろ健全な競争を通じて市場そのものを拡大していく、そういう需要を拡大していくという効果があるわけですが

ますので、そういう効果を私は期待しております。

私も、本当に国民のためになる改革、本物の改革が行われることを大いに期待しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石関委員 ありがとうございました。

私も、本当に、真に国民のためになる改革、本物の改革が行われることを大いに期待しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○二階委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

郵政民営化の特別委員会が始まつたと思いま

す。私は、理事会の中でも徹底審議を求める

べきだとしても、こういうふうになつたことに大変

思つております。

それ以上に、本来は総理がここに出席すべきもののに、総理も、この締めくくり総括質疑に当たるべきこの場にもいない、本会議の質問にも答弁に立たなかつた。総理の姿勢そのものも問われているんじやないでしょうか。

総理に聞きたいところですけれども、残念ですが、仕方ありませんので竹中大臣にお伺いをいたします。

確認ですけれども、分社化をして成り立つといふ見通しを示す上で、政府の制度設計、その際に、人件費についてどういうことを考えておられたのか。これは、人員の縮小については自然減で、また、給与水準についても現状維持をす

ます。そして、自然退職、定年退職などが中心でのそういう見通しを持つておられての制度設計だ、これが前提になつていてると思ひますけれども、その点を確認させていただきます。

○竹中國務大臣 骨格経営試算において收支が立つということを我々は確認しておるわけでございますが、その際、人件費につきましては、ま

ず郵便事業については、郵便の取扱量が中期平均で一・一%減になつていくというふうに我々は想定をしておりますので、一・一%物量が減る分に

関しては生産性を上げてくださいという意味で、人件費は一・一%，それにバラレルに、平行して減つっていくということを仮定しております。郵便賃金及び郵便保険の総人件費は横ばいという前提を置いております。

ちなみに、公社の職員の自然減、年間二・五%

ぐらいでございますので、二・五%数が減つてい

くということを想定しますれば、そういう自然減の中で十分に人件費は貯えるであろうというふうに考へておるわけですが

います。

○塩川委員 総理御自身も、今回の民営化は人員削減を目的とするものではないと述べておられま

す。また、四十万人近い国家公務員の方々の雇用、身分というものを考へないといけない、國家

公務員から民間人になつて路頭に迷わすようなこ

とはしない、生首を切るようなことはない。ですから、常勤職員であれ非常勤職員であれ、民営化後も職員に対する退職強要などは行われない、このことが前提となつて制度設計だということを銘記して今後事に当たるべきだ、このことを最初に申し上げておくものであります。

その上で、ネットワークの問題ですけれども、

これはこの委員会でも随分議論がありましたが、郵便局があつたとしても郵便貯金業務の義務づけがありませんから、郵便局が残つたとしても郵貯がないという場合があり得る。現行でどうかといふことではなくて、この先の話ですけれども、小泉総理は義務づけなくても民間はできると説明をしてきましたが、どうしてそんなことが言えるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣 この点は、前国会でも塙川委員と直接議論をさせていただいたことがあるかといふふうに思いますが、我々は、やはりまずこのネットワークそのものに、郵便局のネットワークというものは、全国二万四千張りめぐらされた非常に貴重なものである、それにネットワーク価値があるというふうに考えるわけでございます。

そうした観点から、ネットワークの価値を維持するという観点から、まず郵便局を設置して、その上で金融のサービスも引き続き提供されるであろうというふうに基本的には考へるわけでございま

で行つております。
まず、移行期間に関しては長期安定的な代理店契約が存在することが必要である、これは金融行政上の判断で、この長期安定的な代理店契約、移行期を十分にカバーする長期のものを義務づけております。

そして、それ以降についても、必要があれば基

金の利用が可能なようにしている。そして、経営判断に基づいて一体的な経営が必要であるというふうに考へるならば、資本の保有についても通常の法律の範囲内でそれを認めていた。そのような二重三重の重ねた手当てをしているところでございます。

○塙川委員 このネットワーク価値の問題につい

ては、大臣は、経営判断、経営判断と、民間の判断として尊重されるわけですが、この場合だけは、ネットワーク価値があるから経営者はそちらを選ぶだろうということをおっしゃっておられるわけですね。でも、実際には経営者の判断ですから、それは、いろいろな経営者が出てきた場合には、違う判断だつて当然あり得るだろうと思

うわけです。

○竹中國務大臣 ですから、例えば郵貯銀行が、もうかる郵便局字でも、全部のネットワークを維持することによって全体の価値が高まるんだ、つまり、東京から大阪だけではなくて、私のふるさとの和歌山の山間部にもいろいろなネットワークを持って、そこにもいろいろなものが送れる、そこと資金もつながっているし郵便物もつながっている、それに価値があるんだ、ネットワークとしての価値があるんだというふうに我々は考へるわけでございま

す。

題ではないと思つております。現実に、生田絵裁御自身も、このネットワークの価値というのではなく、郵便局のネットワークは宝なんだといふことを再三この場でも御答弁しておられたと思

います。

したがいまして、私は、経営者がかわつてネットワークの価値が大幅に変わるとか、そのようなものではないと認識しております。

○塙川委員 クロネコヤマトは物流会社ですよ。

比較をされるんだたら、何で民間金融機関と比

較をされないんですか。民間金融機関とこそ郵貯

銀行は比較の対象とすべきなのに、そうなさらな

いで別の話をする、それはもうすりかえじやない

ですか。

それで、民間金融機関はどうかといえば、この場でも随分議論をしたように、過疎地においては過去六年間で二五%も減らしている。全体の中でも二〇%店舗網を減らしている。要するに、過疎地だろうと都市部だろうと、もうからないところでは撤退をしますというのが今の民間金融機関の実態で、だからこそ多くの方が心配をされておられるんじゃないでしょうか。

ですから、ネットワーク価値がある、正しい判断をすればそういうネットワークを維持するんだというお話ですけれども、もう一回聞きますけれども、正しい判断をしない、そういう経営者がいた場合がある。大臣はそうするだろうと思うけれども、そうじゃない場合だつて当然あり得るわけ

ですから。例えば、基金が想定する以上のネット

ワークの縮小を図るような経営者が生まれた場合

には、そのネットワークの縮小をやめさせること

ができます。しかし、三分の一は赤字だけれど

これが経営者の判断というよりは、私は、もちろ

ん微妙な判断の違いはあるにしても、非常に大き

くやはり企業の利益を規定する部分でありますから、

これら、経営者の非常に小さな思惑で変わるように間

題ではないと思つております。現実に、生田絵裁

御自身も、このネットワークの価値というのをす

ごいんだ、郵便局のネットワークは宝なんだとい

うことを再三この場でも御答弁しておられたと思

います。

したがいまして、移行期間においてそういうた

ことはしっかりとチェックがなされていくというふうに考えます。そしてその後は、民間の企業体

としてのまさにコーポレートガバナンス、厳しいガバナンスによって正しい経営が行われていくよ

うにしっかりと見ていくことになります。

なお、特殊会社に関しては、それとは別

に、これは恒久的措置として主務大臣の監督権限

がございます。

○塙川委員 完全民営化をしてからそういうこと

が可能なのかという問題が問われてくるわけ

です。だから、私は、もうかる郵便局だけ郵貯のネットワークをつくることは排除され

ていません。そういう意味で、もしネットワークを維持する

ことは至るわけで、もしネットワークを維持する

といふことを言うのであれば、大体、郵貯の持ち株

会社は三分の一が国が持つてゐるわけでありま

す。一たんは完全処分かもしれないけれども、そ

の後の買い戻しを認めているわけで、グループ経

営とそののを認めているわけです。ということで

あれば、郵貯銀行に対して国が、株式保有の立場

から、株主の立場から物を言うことも当然可能

なわけですから、基金を上回るようなネットワーク

サービスを切り捨てるような経営者が生まれた場

合に、株主の権利行使してこういうことをやめ

させる、こういうことを言うということは考えて

いないですか。

○竹中國務大臣 この会社は、銀行と保険会社は

商法の一般法人でございます。商法の一般法人で

ある以上、これは普通の銀行、保険会社として自

由に経営をして、経営の自由度を發揮していただきたいことが基本でございます。委員の御指摘は、これを特殊会社にして政府が何らかの形で関与するようにしろというような御示唆もあるのかもしれません、我々は、信用が基盤になる銀行、保険業においてはそのような措置はとるべきではないというふうに考えております。あくまでも商法の一般会社として設立して、自由な経営をしていただきたいと思つています。

○塩川委員 グループ経営をしたとしてもユニークサルサービスの維持に役に立つと言えないということが言えると思うんです。金融のセーフティーネットになつてきたのが郵便局、郵政公社の役割であります。それを失うということがこの日本における新たな金融弱者を生み出す、金融排除を生み出すことになる、こういう法案には反対だと申し上げて、質問を終わります。

○二階委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 本委員会もいよいよ大詰めを迎えて

いるというふうに認識いたしております。前国会

での審議時間も語られました。そして、きょう、

私にとりましては、二十分と十一分、三十一分質

問する機会を得ましたが、それで終わりという点

については本当に問題ありと指摘をしなければな

りません。

質問がございました。質問の重複を避けながら質

問させていただきますけれども、まず一つは、法

によりますと、民営化委員会、これは極めて重要

な位置を占めていると私は認識いたしております。

この民営化委員会の所掌事務の一つであります

、民営化の進捗状況について総合的な検証、當初は検証と言われていましたけれども、それが見直しというふうに今回手直しされております。こ

のことによつて、三年ごとに国会に報告される内

容が変わるのでどうか、この点について一つ、國

会に報告するということは國民に報告するとい

ことであります、そうである以上、この条文上

の見直し、これは國民にとっても極めて重要な内

容を包含している、このように思います、この

点について、竹中大臣の見解をお聞かせください。

○竹中國務大臣 三年ごとの検証ないしは見直し

の問題でございますが、この問題につきましては、さきの通常国会の衆議院における御審議にお

きましても、その趣旨とか検証の範囲はどうな

かというところに關しましてさまざま御議論が

あつたところでございます。

それを受け、与党におかれは、当初検証

だつたわけですが、検証というのでは、事實を確

認したことについて意見を言う、そういうよ

と狭い範囲にとどまるとのニュアンスが強いので

はないかというのに対し、見直しとすれば、こ

れは、民営化委員会は、事實の検証をして、そ

の基礎の上に立つて何らかの改善策、誤りがあつた

ら直す、このよくなとこまで意見を言うという

ことになるという意味で、その意味で衆議院で修

正が行われたというふうに理解をしております。

この修正を含めまして、さきの通常国会の衆議

院において行われた修正につきましては、これ

は、我々政府としましても、郵政民営化に係る國

民の不安感でありますとか懸念の払拭に大いに役

立つものであるというふうに考えております。ま

た、現実にこれら修正を含めた郵政民営化関連

法案が國民の方々から大きな支持を受けたものと

いうふうに考えております。このため、今国会で

は、衆議院でのさきの修正内容を織り込んで郵政

民営化関連法案を提出させていただいておりま

す。

もう一点、国会の報告でござりますけれども、

郵政民営化推進本部によります国会報告の規定と

いうのは、これは民営化法の第十一条二項に規定

されておりますが、この規定には何ら変更はござ

いません。本部は、まさに、三年ごとの総合的な

見直しの結果に基づきまして民営化委員会が述べ

た意見の内容を国会に報告するということが定め

られております。

○重野委員 今大臣の答弁を聞いていますと、そういうことは起こり得ないとは言つていません

が、それに近いようなニュアンスに聞こえたわけ

です。そうなると、そもそもこの民営化委員会と

いうものの存在価値あるいは人格というものが、こ

れはどうなのか。私は、民営化された以降の新しい会社がどういうふうに進んでいくのかという点

においては、この民営化委員会の判断というの

是非常に重いものがあるんだろうと思うんですが、

そうなつたときに、基本的には政府の方向とこの民営化委員会の方向といふのはそもそも同じであ

ればならぬというふうな判断に立つのか、いや、そこには意見のそこが当然起り得る、その

ものが当然持たれるんだ、そういう二つがあると思うんですが、その二つの方向をどのように大臣は考えているんですか。

○麻生国務大臣 当然意見が異なることはあります。

そこで伺いますが、内閣総理大臣及び総務大臣の決定と民営化委員会の意見とが異なる、こうい

う場合も想定されるわけであります、そういう

場合にどうなるんだろう、こういう疑問を持つわ

けですけれども、これについて総務大臣、答弁をお願いします。

そこで、民営化委員会から出てきた話と、総務

省なりなんなりで、金融庁なりでやつてた意見

とまた意見がずれる、それもまた十分に考えられ

るところなんですか、したがいまして、先ほど申し上げましたように、判断をする、最終的

によつて立つところは、重野さんが言うからこれ

してやらないかぬとかいうような判断ではなく

と総合的な判断を、最終的には総務大臣が結論

をおろさないかぬところだと存じます。

○重野委員 そこで、三年ごとの進捗状況の見直し、これについては国会に報告されることになつております。同じように、総理大臣及び総務大臣の決定に対する民営化委員会の意見、この意見に

ついても当然国会に報告されてしかるべきものと

いうふうに思うんですけど、この点はどうなるん

でしょう。

○竹中國務大臣 これは、いろいろな見直しの場

合とか、百五条決定の場合とかいろいろございま

すけれども、民営化委員会が意見を述べたとき

は、それを、三年等々の場合、国会に報告しなけ

ればならないことに決められておりますので、意

見が違おうが違うまいが、それについては、我々

政府としては国会に報告しなければいけないということになつております。

先ほどの点について若干法律のたてつけをぜひ申し上げさせていただきたいんですけれども、これは、各大臣はみずから責任においてやはりしっかりと判断をするということになりますので、その意味では、理屈の上では民営化委員会の意見と違う場合というものが当然あります。しかし、あえて民営化委員会の意見と異なる判断をする場合には、関係各大臣はみずから合理性について当然説明責任を負うということになる。

また、関係各大臣等は、民営化委員会の意見に基づいて措置を講じた場合、その旨を民営化委員会に通知することになります。これも法律で決められております。したがつて、民営化委員会もどこが違うのかということを知ることができる。

そして、関係各大臣等の措置が不十分であるといふうに民営化委員会が考へる場合には、民営化委員会は本部長に対して再度意見も述べることができます。

できるといふうに民営化委員会の意見は十分反映されると思ひますし、それは政府の責任で国会に報告をされることになります。

○重野委員 以上で質問を終りますけれども、この法案審議の最後の質問になりました。短い期間の中で、各大臣の答弁も拝聴いたしました。しかし、我々党としてその答弁を納得するものと評価するわけにはまいりません。我々は、この法案については反対ですということを明確にして、終わります。

○二階委員長 次に、亀井久興君。

○亀井(久)委員 国民新党的亀井久興でございます。

いよいよ最後の質問になつたわけでございました。私ども、前国会において政府案に反対をしたわけでございますが、今国会、残念ながら政府案が成立をすることが確実になつたような状況でございます。私ども、今回民主党さんも案を出して

おられますけれども、もう限られた時間でございませんので、民主党の案について質問をする時間がございません。政府案についてだけ若干の御質問をしたいと思いますが、政府案に多くの問題点があります。そのことについて一々議論をする時間がございませんので、基本的な問題について若干指摘をいたしまして、その上で、まとめて竹中大臣から御見解を伺わせていただきたいと思います。

どちら、郵政三事業というものは、国民、利用者からすれば、当然のことながら、公共性、公益性といふものを持つてゐるということは政府も認めておられると思います。また同時に、事業でございまさら、採算性、収益性というのもも重視しなくてはいけないわけですが、その企業性と公益性を両立させる経営の仕組みとしてはいけない、これも当然のことでございます。

としてどういう仕組みがいいのか、そのことをさくらん議論した結果、平成十年に中央省庁等改革基本法がつくられまして、その基本法に基づいて公社法を政府が提出され、成立をして、そして一昨年に郵政公社が発足をした、こういう経緯でございます。

しかも、郵政公社、生田総裁のもとで一期四年の中長期経営計画を確実に実行しておられて、現在黒字経営をしておられる。もともと郵政公社発足のときの議論でも、公社の資本金が過少である、そういう議論を随分いたしました。その過少資本を補つて、黒字を十分に資本金に積み増していく、そういう措置をとつておられるわけでございます。

なぜ、こういう状況にあるときに、一期四年の中期経営計画が終わるところまで待てないのか。そこまで待つて、黒字を十分に資本金に繰り入れて、いざれ民営化するにしても、今度のように持株会社を含めれば四つに分社化される、それぞれの資本金がすべて過少資本にならざるを得ないままであります。

ですから、もう一つ大事な視点は、官から民へということを言わわれてゐるわけですが、四十兆のお金が公的セクターでだけ回っている、これが市場経済に生かされるようにすることが改革の本丸だ、そういうことを言われてゐる。ですから、いわば郵政三事業、公益性と企業性というものを両立させなくてはいけないわけですが、政府、竹中大臣、小泉総理としては、その企業性といふところに重点を置いて、そこを切り離して市場経済に役立てよう、そういう選択をされただけでござりますから、公益性よりも企業性というものを重視したということとして受けとめざるを得ない。しかし、同時に公共性というのもも何とか配慮しなくてはいけないから、郵便局は減らしませんよとか、新たなサービスがいろいろできますよとか、そういうことをおっしゃつてゐるわけでござります。

基金をつくりたと、その一端でございまして、最初は一兆円、これをさらに二兆円まで積み増せますよということを言っておりますけれども、その基金にしても、財政資金から入れるわけではなくて、郵政公社の自前でもつてつくりな基金が本当に底をつけた場合に一体どうなるのか。それでも公共性、公益性というものを守るために郵便局のネットワークは国の責任において維持しますよということをはつきり言われるのか。それだったら、財政資金の投入もやりますよ、そこまで言われるんであれば国民は納得するんだろうと思いますけれども、そこはおっしゃらない。自由経済の本家本元のアメリカでさえ、郵便事業は国民にとって不可欠なサービスだということです。

ですけれども、それをやらないといえば、当然過少資本である。

そういう状況にあるときに、なぜ急いで民営化をしなくてはいけないのかということの説明が依然として私どもには納得ができない、理解ができない、そのことについてどういうように考えておられるのか、そのことが一点。

それから、もう一つ大事な視点は、官から民へということを言われるわけでござります。今三百四十兆のお金が公的セクターでだけ回っている、これが市場経済に生かされるようにすることが改革の本丸だ、そういうことを言われてゐる。ですから、官から民へと言われるけれども、民間が、それだけ民間の金融市场がそんな大きな金を必要としているんだろうかということでございます。

現実に、国債の大量発行、先ほども議論ありましたけれども、十七年度末で五百三十八兆、財務大臣の御答弁にありました、二十九年度末で八百九十二兆ですか、大量発行がずっと続いてまいります。そうすると、公社が民営化されようが公社のままであろうが、いずれにしたつて国債をだれかが引き受けなければならぬということはわかり切ったことで、これを外国が引き受けるわけはないわけですから、国内のだれかが引き受けなくてはいけない。

今、資金需要がありません。ですから、量的和をすつと竹中大臣の主導で続けてきました。それで、日銀の当座預金残高、三十兆から三十五兆円をずっと維持してきた。ところが、それが貸し出しにうまく回つていかない。それは、私はやはり経済政策の失敗じゃなかつたのかなというよう

に思います。

やはり、欧米の先進諸国がここ十五年で平均で二・四倍、経済規模を大きくしている。その中で日本だけはゼロ成長。そういう中で、当然、経済が大きくななければ企業も収益を得られない、個人の所得もふえないと、だから税収がどんどん減つてくる。十五年間で約二十兆の税収が減つてくる。税収不足になるから国債を出さざるを得ない。それのいわば悪循環に陥つているんだと思います。

ですから、やはり私は大事なことは、思い切つ

りだと思います。

ですから、そこの整理をどういうようになされたのか。私は、もう基金が底をついたら、もうそれ以上採算のとれない郵便局の面倒を見られませんよということを正直に言われた方が、国民はわかりやすいんじゃないか、そのようにも思うぐらいでございます。

て、需要を創出する積極的な経済政策というものが同時に行われなくてはいけない。入るをはかつて出るを制するというのはまさに財政の基本だと思うんですけれども、出るを制するというところに物すごい重点を置いて、入るをはかる政策をとつていい。それが私は基本的な誤りではないかというように思つております。

そういう中で、資金需要がありませんから、ですから、結局、民間の金融機関がどんどん国債を買つている。もう百兆円以上の国債を買つてゐる。そのときに、官から民へ資金を移動させるということは同時にそのリスクも移動させることになるんじゃないですか。もし国債が売れなくなつた、国内で消化できなくなつたというときに、信用不安が起りますね。そのときに、その信用不安のツケといふものは、結局、民間の金融機関、民間経済が負わなくてはいけなくなつてくる。私は、新たな金融危機といふものはそこで出てくる可能性が極めて高いんじゃないかというように思つております。その点をどう考えられるかということ。

それからもう一つ、やはり外資規制の問題でございます。先ほど来御心配がございましたけれども、やはり、国内で三百四十兆のお金が民間経済にもうまく使われ、また国益にも貢献をするといふことであつて初めて意味があることであつて、これが外国の国益に貢献をするようなことを優先されるということがあつてはならない。ですから、アメリカ国債をどんどん買う、そういうようなことになつたら、これは預金者も納得できないであろうと私は思います。

外資規制ということについて、なかなか、純民間会社ですからそれも難しいかもしませんけれども、そのことについてどうお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

それから最後に、竹中五原則というのを基本方針をつくられたときに打ち出されましたけれども、その五原則と政府案の中身というものを対応してずっと調べてまいりますと、どうも何か中

五原則とは相反するような中身になつてゐるのでないかというように感じるわけでございます。

そういうことを含めて、私は、この民営化が将來本当によかつたなど国民の皆様方が思つてくれますと、残念ながら民営化しなければよかつたなという結果になりはしないかという懸念を強く持つておりますので、そのことを強く御指摘申し上げまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○竹中國務大臣 亀井委員から大変重要な質問、今五点ございましましたけれども、また別の機会等々でぜひしっかりと議論をさせていただきたいと思いますが、駆け足で少し御答弁をさせていただきます。

まず第一の点は、なぜ待てないのかという点でございます。公社を設立した経緯は私も承知をしておりますが、しかし、それ以降も郵政を取り巻く環境は極めて厳しい。郵便物量の低下、金融の改革、そして何よりも、国際業務の展開の必要性、これは生田総裁御自身が熱望しておられるごとでもある。その意味で、やはり一刻の猶予もなく改革に取りかかりたいというのが私たちの気持でございます。

二点目は、収益性と公益性、企業性と公益性でございます。企業性に重点を置いているのであります。企業性でございますが、私たちが収益性、市場のメカニズムを重視する最大の目的は、やはり経営の自由度を持つていて、しっかりとした収益基盤を持つていいただいて、しっかりとした収益基盤を持つていいただきたい、そうすることがネットワークを維持する最大の力になると考へておられるからでございます。

ここは哲学の差という問題もあるかもしれませんけれども、そのことについてどうお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

それから最後に、竹中五原則というのを基本方針をつくられたときに打ち出されましたけれども、その五原則と政府案の中身というものを対応してずっと調べてまいりますと、どうも何か中

方をということでございました。重要な点は、今まで実質成長率は日本は非常に高い。ことに前半の経済成長率、実質ベースでは、日本はGDPの中で最も高い成長率でございます。しかし、相変わらずデフレが続いている。デフレが続いているので、名目成長率が低い、名目GDPが伸びない。この名目GDPを伸ばしていくことが、今後の財政再建も含めて大変重要であるという強い認識を持っております。政府、日銀、そうした点では、引き続き気持ちを引き締めてしっかりとデフレ克服に当たなければならぬと思っております。

外資規制につきましては、これは先ほども答弁させていただきましたが、まず、健全な経営をしっかりと守るために仕組み、主要株主の健全性をチェックする仕組みというの、銀行法、保険業法等々で持つておられますので、それをしっかりとやる。それに加えまして、新しい会社法の敵対的買収の対策、それへの対応をしっかりと行わせたいというふうに思つております。

最後、五原則、二年前に私自身が五原則を打ち出させていただきまして、私の気持ちとしましては、今回の法案はこの五原則に見事に沿つたものになつておられるというふうに考へております。この点については、引き続きいろいろな形での議論をさせていただきたいと思います。

○亀井(久)委員 終わります。

○二階委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。

○二階委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

○二階委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。舛屋敬悟君。

○舛屋委員 私は、自民党、公明党を代表いたしまして、内閣提出の郵政民営化関連六法案について賛成の立場から、民主党提出の郵政改革法案について反対の立場から討論を行うものであります。

まず、内閣提出の郵政民営化関連六法案について申し上げたいと思います。

本法案は、民営化のメリットを最大限に引き出すとともに、郵政事業が果たしてきた公的な役割についても十分配慮されたものであります。

郵政事業は、従来から、公共的、福祉的な役割を果たしてまいりました。このような全国の郵便局が果たしてきた役割については、民営化後においても引き続き果たされ、利便性が低下しないようすることが極めて重要であります。

本法案は、郵便局の利便性が低下しないよう十分な配慮がなされており、例えば、過疎地を初め、都市部においても必要な郵便局ネットワークを維持し、また、代理店契約や社会・地域貢献基金など、貯金、保険の金融サービスが低下しないようさまざまの措置が講じられております。この

ように、市場における自由で公正な競争を通じて、民営化のメリットを最大限引き出すような制度設計が行われると同時に、郵政事業の果たしてきた公共的な役割、利便性の確保については確実に担保されるよう工夫されております。

本法案は、民間の知恵や力を生かすことにより、我が国の力を最大限伸ばすものである一方、郵政事業の果たしてきた役割について十分な配慮が行われており、郵政事業を改革するために必要な法案案であると考えております。

続いて、民主党提出の郵政改革法案について申し上げます。

本法案では、郵便局で提供されてきた郵便、郵貯、簡保の三事業を中心とするサービスの提供の保障がなされておりません。郵便と郵貯については全国の郵便局で提供するとうたつておりますが、それを確保する具体的かつ現実的な方策は何ら示されておらず、簡保に至つては、郵便局に業務委託されること 자체、何ら保障されておりません。

むしろ、本法案は、定額貯金の廃止や貯金限度額の引き下げ、簡保の廃止など、現在郵便局が行つておられる業務範囲をさらに制限しようというものであり、郵政事業の経営の見通しに樂觀が許さ

れない状況にある中、現行サービスの水準を維持することも雇用を守ることも困難な事態を招来しかねないものと言えます。

このように、国民、利用者の立場から見ても、本法案による郵政改革は改悪以外の何物でもなく、到底賛同できるものではありません。

最後に、政府においては、引き続き国民に対し、さまざまな場において郵政民営化の必要性、重要性を丁寧に説明していくことを要請し、私の討論を終わります。(拍手)

○二階委員長 次に、石閑貴史君。

○石閑委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の郵政民営化関連六法案に対し反対、松本剛明君外七名提出の郵政改革法案に賛成の立場で討論を行います。

政府の郵政民営化法案に反対する理由の第一は、政府案は、官がやるべき部分まで民にやらせようというものです。郵便と決済、少額貯金のサービスを受ける権利は国民の権利であり、これを保障するためには、これらの業務は国のお責任で行うべきであります。

これに対し、松本剛明君外七名提出の郵政改革法案では、郵便と決済、少額貯金のサービスはすべての国民が等しく受けられるべきであることが明記されており、まさに安心の改革案という名にふさわしいものであります。

第二に、政府案は、民営化、民営化といなが

ら、現実には民の顔をした巨大な官の特殊会社をつくるものであり、民営化の名に値しないことであります。持ち株会社は国が三分の一超の株式を保有する特殊会社、郵便と窓口ネットワークの新会社はその一〇〇%子会社で行う一方、簡易保険は廃止し、郵政保険会社の株式も五年以内に完全処分することとしています。一たん処分した株

式を買い戻したりすることはありません。

第三に、政府案によってできる新会社は民業圧迫をもたらすことが確実であることです。郵便局は住宅リフォーム仲介などの新規業務をやらせれば、とりわけ地方の事業者は皆淘汰されてしまいかねません。

これに対し、民主党案は、民間にできることは官が手を引くという理念のもと、政府案のようないくつかの新規業務は行わないこととなっています。しかかも、郵便貯金についても、定額貯金を廃止し、預入限度額を引き下げることで民業の補完に徹することが明確にされています。

第四に、政府案では、郵貯・簡保資金は官から預入限度額の引き下げによって百兆円規模の資金が民間金融機関や直接金融などへ流れることになります。これに対し、民主党案では、定額貯金の廃止と預入限度額の引き下げによって百兆円規模の資金は官へと流れないことです。郵便貯金銀行及び郵便保険会社は実質的には政府系金融機関ともいってきものであり、小泉内閣がこれまでどおり野方岡

な國債、財投債発行を統ければ、それらの資金は決して民間部門へと流れることにはなりません。

これに対し、民主党案では、定額貯金の廃止と預入限度額の引き下げによって百兆円規模の資金が民間金融機関や直接金融などへ流れることになります。この結果、地方の金融機関に分散した資金はその地域の中小企業などに貸し出され、地域

経済も活性化します。しかも、郵政公社や郵便貯金会社による財投債の購入を禁止し、財政規律を働かせようという重要な措置も盛り込まれています。

さきの通常国会における審議で明らかになつた郵政民営化法案の矛盾や問題点は、今国会における審議でもどうとう解消しませんでした。総選挙で示された民意は、郵政民営化には賛成であつても、矛盾や問題だらけの政府案を無条件で容認するというものではありません。

以上申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○二階委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、郵政民営化関連六法案に反対の討論を行います。

小泉総理が郵政民営化一本に絞つて国民に賛否

を問うたときの総選挙で、与党の得票は小選挙区

で過半数に至りませんでした。国民投票なら明確に否決であります。

しかも總理は、郵政公社には一円の税金も投入されでないことなど、重要な基本的事実を国民に全く語つてこなかつたのであります。

ところが、与党の議席の多数をもつて信任されると強弁し、わずか一日半という極めて短い審議で押し通すなど、断じて容認できません。

本法案に反対する最大の理由は、国民に基礎的な金融サービスをあまねく公平に提供する国責

任を放棄するものだからであります。

貯蓄や決済など基礎的な金融サービスを受けることは、国民の権利です。郵便局は、障害者対応のATMを一〇〇%設置し、口座維持手数料も取らず、すべての市町村に金融ネットワークを張りめぐらせ、この権利を保障してきたのであります。

反対の第二の理由は、公共性や利便性よりも採算性や経営判断が優先されることになり、数多くの民営化コストを国民、利用者に負わせるとともに、全国一律の身近で便利な郵便及び金融のネットワークとユニバーサルサービスを崩壊させ、特に過疎地域や離島での生活や高齢者の利便性を損が実態です。

郵政民営化は小さな政府につながるであるとか、官から民へ資金の流れを変えるなどといふことが、根拠のないままやかにすぎないことが明らかであるからであります。

第三の理由は、選挙中から強調されてきました、郵政民営化は小さな政府につながるであるとか、官から民へ資金の流れを変えるなどといふことが、根拠のないままやかにすぎないことが明らかであるからであります。

第四の理由は、郵貯・簡保の三百四十兆円の庶民の生活用貯蓄を、投機のためのリスクマネーやアメリカを初めとする外資の攻勢にさらそうとするものであるからであります。

第五の理由は、郵政職員の民営化後の雇用の確保や配置、労働条件が極めて不十分であるばかりか、非常勤職員や短時間職員に対する保障がないからであります。

第六の理由は、ファミリー企業や特定局長制度には十分なメスが入っていないからであります。

今求められているのは、国民生活の安心や安全を提供する社会的公共サービスであり、民間企業や外資のビジネスチャンスのために無用なりリスクを国民に強いことではないはずです。

今回の政府案は、参議院で否決された法案とはほとんど変わりなく、これまでの審議で明らかにされた本質的問題点は解消されておりません。

○二階委員長 次に、重野安正君。

反対の第一の理由は、郵政民営化が国民の支持を得たとは到底言えないからであります。与党側で、郵政民営化関連六法案に対する反対討論を行います。

社民党は、国民の立場での郵政改革を求める、あくまで郵政民営化には反対していくことを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○二階委員長 次に、亀井久興君。

○亀井(久)委員 国民新党・日本・無所属の会を代表して、政府提出の郵政民営化関係法案及び民主党提出の郵政改革法案に反対の立場から討論をいたします。

まず、政府提出の郵政民営化関係法案についてであります。日本郵政公社が発足後まだ二年半しかたつておらず、現在黒字経営を行っているにもかかわらず、なぜ今民営化を急がなければならないのか、その点についての政府の説明は不十分であり、納得できません。

また、官から民へ資金の流れを変えることを政府は強調いたしております。しかし、郵政事業の保有する資産の状況と国債の管理状況を勘案いたしますと、今後数十年間は官から民へ資金の流れを変えることが期待できません。いたずらに流れを変えることを急ぐとすれば、日本経済に混乱を招くおそれが大きいと言わざるを得ません。多くの問題点と矛盾点が解明されていない今日、郵政民営化の問題はもとと議論を尽くすべきであり、政府提出法案に反対せざるを得ません。

なお、民主党提出の郵政改革法案についてであります。考究方に共感できる部分があるものの、貯金限度額の急激な引き下げ、簡易保険の廃止など、時間をかけて検討すべき重大な事柄であり、にわかに賛成できるものではないことを申し上げて、反対討論をいたします。(拍手)

○二階委員長 これにて討論は終局いたしました。

○二階委員長 これより各案について順次採決に入ります。

まず、松本剛明君外七名提出、郵政改革法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階委員長 起立少數。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、郵政民営化法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、日本郵政株式会社法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、郵便事業株式会社法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、郵便局株式会社法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理条例構法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二階委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

す。

○二階委員長 本日は、これにて散会いたしま

す。

平成十七年十月十九日印刷

平成十七年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C